



Title	農家婦人の労働・生活過程と学習課題
Author(s)	美土路, 達雄; 千葉, 悦子; 古村, えり子
Citation	北海道大學教育學部紀要, 38, 125-170
Issue Date	1981-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29239
Type	departmental bulletin paper
File Information	38_P125-170.pdf



農家婦人の労働・生活過程と学習課題

美土路 達 雄

千 葉 悦 子

古 村 えり子

The Subject of Learning on Labour and Living Process of Agrarian Women Workers

Tatsuo Midoro

Etsuko Chiba

Eriko Furumura

目 次

第1部 総論 日本の農家婦人問題の状況と課題	美土路達雄	126
第2部 農家婦人の労働・生活過程と学習課題		137
第1章 農家婦人問題の分析視角	古村えり子	137
第2章 大型機械化段階の婦人労働の特徴	古村えり子	140
第1節 機械化にともなう家族協業の変化		140
(1) 農業の機械化の到達点		140
(2) 家族協業の内実変化と婦人の地位		142
第2節 農作業労働と家庭内労働の関連		146
第3節 婦人の経営参加とその役割		148
第3章 共同化と婦人労働	千葉悦子	149
第1節 共同化における婦人労働分析の意義		149
第2節 性別構造からみた生産組織の分類		150
第4章 農家婦人の学習・教育	千葉悦子	158
第1節 農家婦人の学習要求・学習課題		158
第2節 農家婦人の学習教育体制の現状と課題		161
(1) 生産技術学習		161
(2) 生活改善・生活向上をめざす婦人の諸活動		162
① 農業改良普及事業における生活改善活動の役割	古村えり子	162
② 農協の生活活動		164
③ 農協婦人部の自主的活動の発展		165
第5章 農家婦人の主体形成の課題と展望	千葉悦子	168

第1部 総論 日本の農家婦人問題の状況と課題

はじめに

戦前の農家の主婦ほど前近代的「家」制度の諸矛盾を体现しているものはない。

すでに知られているように、かのじよらは無権利のもとで長時間の過重労働に身心をさいなまれつつ、何の報酬も与えられなかった。そして、それは実は他の家族成員にも多かれ少かれ共通する立場であり、農民労働生産物の価値の社会への無償贈与の根拠の1つをなしていた。

だが、一連の戦後改革と、つづく日本資本主義の、いわゆる高度経済成長の過程で、家父長制的家族関係はようやく解体され、農家の主婦の立場も今日では戦前とは比すべくもないほどに向上した。

しかし、農家主婦の現在の立場を解放されたものといってよいかどうか、こう改めて問うてみた場合、それを無条件に肯定することはできないだろう。

これまでの農家主婦についての諸研究成果は、資本主義の発展にともなう農家の家父長制的諸関係の変化と、その従属的地位の改善という点ではほぼ一致をみているといってよいが、それが果して消失したのか、なお残存するのか、さらに残存するとすればその条件と具体的な態様はどうなのか、そのつめとからみを明らかにする問題関心と研究視角は必ずしも十分ではないままに残されているように考える。

だが、それは実は現代の農家の性格と動向をあきらかにするうえで重要な視角なのである。そこで、本論では、それらのことを激動下の農家主婦の労働と生活の具体的態様から明らかにしていきたいと考えるが、その前提として若干の理論的検討を試みておく。

もともと、この家父長的「家」制度下の農家主婦の従属的地位の変容について論じたものは、社会学系統の研究成果に多い。¹⁾ だが、その経済的土台、とりわけ農業生産力の発展とかわらせて考察しようとするわれわれにとっては、比較的包括的な経済学的研究の到達点として御園喜博の農家主婦の「個としての自立」論が当面の有力な手がかりを提供する。

それは、次項で立入ってみるように、資本主義下の小農的生産様式の発展段階を類型化し、その過程に農家主婦の家父長制的人格の隷属からの解放、「個としての自立」を位置づけるという比較的包括的な整序を試み、積極的な成果をあげているといつてよい。だが、そのさい論点を主として小農的生産様式そのものに集中しているので、総じて資本主義のそうした歴史的に積極的な「役割」が、他方では「個としての資本への従属」支配の過程として貫徹している、もう1つの関連の整序が不十分のままになっていることを指摘しないわけにはいかない。そのことも小農的生産様式の内部構造に無縁ではいられないはずである。

農民階層分解にともなう、いわゆる主婦農業や、主婦の農外就労、そのプロレタリア化の場合、家父長的「家」制度からの「個としての自立化」は自明のごとくみえるかもしれない。

だが、「自立」農家ないし「自立志向」農家の主婦の場合、事態がいますこし複雑であることは、時と場合によって、農村ないし農家の陰湿な前近代的諸関係の露頭が——けっして例外としてではなく——みられることから明らかであろう。

たとえば、比較的年若い農家の寡婦の「離縁」にあたっての処遇（亡夫がまだ農地を相続していなかった場合、無一物で「出される」ことを保護する何の法的保障もない）、あるいは

逆に亡夫の弟との再婚とか、極端な場合は寡婦と舅、寡夫（婿）と姑との再婚という、およそ「非人間的」な「解決」法も今日なお農村ではあとをたったわけではない。

また、より一般化するというなら、農村の「嫁不足」あるいは自分の娘は農家に「やりたくない」とする農家主婦の多さは——現代資本主義のもとでの農家経済の苦境とともに——農家に残存する前近代的な諸関係の複雑さ、わずらわしさにその根拠をもつといってよい。一般的にいえば、そこには農家独自の性差別があることを見落してはならない。

とすれば、兼業農家も、したがって「個として自立」した農民家族成員も、そうした制約から完全にまぬがれているとはいいいがたいのではなかろうか。

そうした家父長的家族関係の残存とその条件のつめ、一方ではそれから「個として自立化」させながら他方では自らを「個として捕捉、従属」せしめる資本主義的収奪、支配とのからみがそのものとして明らかにされねばならないであろう。

そうした観点から、農家主婦の「個としての自立化」論を軸に理論的検討を試みたい。

補注 「農家の嫁不足」問題についての青年男女の世論調査諸結果は、必ずといってよいほど、その理由として労働苦、低所得とならんで家族関係、農村の近隣関係の「古さ」「複雑さ」「むずかしさ」をあげるが、とりわけ女子青年に後者の率が高いことが指摘されねばならない。表一、および図一をみられたい。

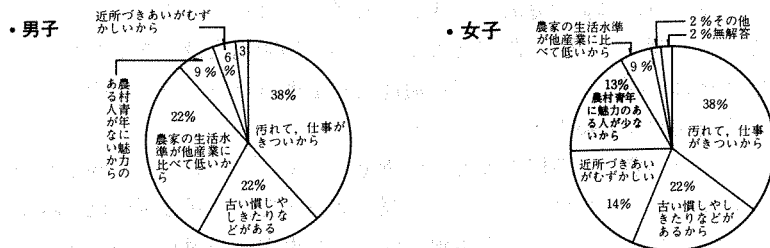
表一 未婚女性が農家に嫁がない理由

(延回答 %)

	合 計	農業従事者	農家通勤者	工場勤務者
農家の主婦の苦勞をみている	55.5	75.0	66.7	37.6
農業の経験や知識がない	49.6	31.3	45.3	56.5
家事と農作業の二重負担	46.5	50.0	46.8	45.9
重労働の割に低所得	37.3	50.0	47.5	23.2
生活を楽しむゆとりがない	35.7	56.3	38.2	30.9
夫婦の自由がない	23.3	37.5	25.1	19.8
人間関係がわずらわしい	20.8	31.3	21.7	18.8
健康に自信がない	18.8	6.3	14.9	24.6
将来性がない	10.2	—	10.9	10.1
農業青年に魅力がない	6.9	12.5	7.5	5.8

注1 埼玉県農業構造改善対策協議会「月刊農政ジャーナル」1977年8月号。

2 調査時は1977年3月、対象者は埼玉県下に住む18～25歳の未婚女性1,417人（耕地10a以上の農家からの通勤者737人、農業従事者136人、工場勤務者544人）からの回答。



図一 農家に嫁が少ない原因

注1 茨城県農業大学校学生のアンケート調査より。

2 以上川俣茂『農業後継者の教育』(筑波書房、1979年)。

1. 農民経済の現代的性格と主婦の地位

農家主婦の家族的ないし社会的地位は当然農民経済そのものの基本的性格に規定されるわけだが、高度経済成長過程、とりわけ1960年代後半から中・大型機械化体系の農業生産力段階への移行がはじまると、農民階層分解の性格と型に一定の変化が生じ、それをどうとらえるかについて、従来にない、いくつかの議論が出されるにいたっている。

その代表が、「新しい上層農」論（伊藤喜雄）、「小企業農」論（梶井功）、「企業的小農」論（御園喜博）等である。²⁾ それに托した本質的意味内容は当然論者によって異なる。

そこで簡単に確認しておこう。伊藤のいう「新しい上層農」は、1960年代後半に、それまでの小型動力耕耘機を中心とする戦後型小農技術（とりわけ稲作技術）段階の自作上層が、中型トラクターを中心とする生産力段階に入るとともに、中下層農の農地を借地して規模拡大しはじめるという形で、みずからの自作農的经营構造を変化させるにいたった、その段階の新しい「資本型上層農」をいうわけだ。

農民層分解の新しい特徴はさしづめつぎの点にある。

第1は、現代資本主義下の農民層分解として——従来の富農、中農、貧農への分解としてとえられた内容とはややことなった——少数の中、大型機械化農家と、他方における多数の第2種兼業農家、それも前者への作業委託から、経営委託に進む、いわば「土地持労働者」への分極化がみられだしたこと。

第2は、そのように中・大型機械化にともなう生産力の格差が——上層農の借地による規模拡大とそのさいの支払地代が、零細兼業農家の自家農業所得をうわまわるにいたるという生産費格差（したがって農業所得格差）の形成を通じて——借地関係を拡大させ、これまで自作地を中心としてきた上層農の性格に変化をもたらすにいたったことである。

こうした新しい傾向は農業労賃と地場ないし全国的労賃水準の関係の変化という形で、資本主義における農民的農業の位置の変化にも照応する。

そこで、こうした上層農の階級的性格をめぐる議論がかわされ、それぞれの性格規定の試みが提起されるにいたった。

この「新しい上層農」は、規模の大きさはもちろん（5～10ヘクタール）、機械施設への投資が年生活費の数倍にも及び、したがってそこでは自家労賃はもとより利子、地代も「範疇的」に成熟し、たえず投資効果（利まわり）や、機械と雇傭労働力導入の比較有利性を計算しながら経営している。それゆえ、当面雇傭労働力は少いとしても、従来の家族労作的自作土層とは性格も、意識もことなる、いわば雇傭労働者なき資本家経営になっている、とする。

それはむしろエンゲルスの「小農」規定ともことなるし（1950年代後半までの1, 2ヘクタールの自作中農層はほぼそれに該当したとするが）、前近代的土地所有下、畜力段階のレーニンの富農規定ともことなる現代的な範疇である、とする。

つぎの梶井の「小企業農」の性格内容もほぼ伊藤の「新しい上層農」と同じだが——伊藤が家族労働力にふれるところが少いのをたいし、梶井は——農民階層分解の延長線上にワンマン・ファームを展望するという形で、農家主婦の性格にも事実上関説しているところに特徴があるといえる。

梶井も戦後自作農体制の崩壊を指摘するが、その場合、戦後自作農の概念を、①いえとしての土地所有、②家族協業、③自己完結性、④共同体的補完の4条件にまとめ、それを人力段

階の経営様式の内実としてとらえる。

だから、高度経済成長にともなう労働市場の拡大、農業生産力の発展とともに、この4条件が動揺し、変化するにしたがって農家の性格も変質するにいたっている。

土地所有でいえば、「いえ」の所有から「自分個人の所有」性格へ、家族協業でいえば、家に従属した労働力から、あつぎの場合は労働力主体として自立化し、主婦の場合も「協業単位としてそれほどつよいものかどうか疑問」という状況になる。共同体的補完（たとえば無償の手間替え、ユイ）も崩れ、したがって近代的協同的補完、つまり近代的農業生産組織にとってかわる。

「規模拡大している経営は、いまや男子労働力が2人以上いないと、農繁期に必要な機械オペレーターの協業体制は組めなくなっている。それなのに個別経営ではそういう労働力をそろえることができない。……親と子という形で家族労働力の協業体制で農繁期をのり切るというのが、従来の『農家』という概念でわれわれが頭で描いていた農業生産の対応の姿だった。……この3百年来続いてきた家族協業でなりたっている小生産農業の構造が今、大きくこわれている。」「そこで、1人ではどうしようもないので、そうなった経営同士が協業を組み、お互に補完しあおうという組織がいま出てきている」のである。

「そういう方向が当然だから、例えば補助金行政で大型機械を運営する主体としてつくられた部落範囲の利用組織も今、解体していくのが一般的だが、その解体のなかから何が出てきているかといえば、数人のオペレーターが組んで新たな利用組織を小さな単位で編成していき、その利用組織が請負耕作地を集中していく、あるいは作業請負いを集中していく」³⁾

こうして、梶井は人力段階の耕者有其田を建前とする農地改革、とりわけ「家」を中心とした農地の所有、利用中心の農地法体制が、以上のような「小企業農」形成の現実にあわなくなったと主張し、その改変を提起するのだが、そうした主張の前提の1つに農家主婦の位置づけについての一定の認識、いわば家庭への復帰論がある、といってよい。

以上の伊藤の「新しい上層農」、梶井の「小企業農」にたいし、御園の「企業的小農」の概念はあきらかにことなる。

というのは——御園も資本主義の発展、「商品経済の論理、価値法則の浸透」によって小農経営が「質的に発展」変化するとし、とりわけ「自家労働力評価の発展・進展・浸透と、そこでの事実上の利潤（利子）範疇、地代範疇の形成・確立」をみている現代の農民経済を——①自給経済的小農、②自給基調的小商品生産農業、③順当な小商品生産農業という3段階の質的形態的発展の頂点に形成された第4段階を——「企業的小農」と規定するが、それはあくまで、「歴史的・本質的にいって本来家族経営であり、小農であり」、「あえてそれとは別の『あたらしい上層農』、『小企業農』などという特別の概念を設定する必要はなにひとつない」としているのである。⁴⁾

こうした御園の「企業的小農」の特徴はつぎのように集約することができる。

(1) 家父長制的「いえ」制度の崩壊と、独立した、個人としての家族員の協業と、その労賃範疇の確立。

(2) 技術的生産力的高度化、合理化と資本利子、地代範疇の確立。

(3) 家計と経営の分離の進行、それにともなって経営の目標も単なる所得追求をこえ、「経営主がみずから『経営主体』として、自分以外の家族労働費だけを経営費として控除し、残金

を自己の『労働および管理所得』として、資本利子（利潤）、地代等他の要素所得と一括して追求する場合（段階）」と、さらに進んで「自分自身の労働をすら機会費用として評価＝控除したうえで、それ以上の利潤・地代部分を独自の要素所得として追求する場合（段階）」と、漸次純収益＝利潤を求める方向を加味するにいたる。とみる。⁵⁾

このように、御園の「企業的小農」は「商品経済の浸透」の内実を、機械化の生産力段階における、「個として自立化」した家族員の協業体、労賃、利子（利潤）、地代3範疇の確立（擬制的）した家族協業体と規定されるといってよい（梶井の場合は家族協業そのものの崩壊をいう）。

それは欧米の、近代化された家族農業と共通した性格のものとして措定され、したがって資本家的農業に推転する可能性をももつが、他方、国家独占資本主義の諸条件はそれを阻害しこの「企業的小農」の段階におしとどめる、との認識である。

このように、小農の発展段階に応じた類型化を試みることによって、その一形態として新しく形成された現代の上層農民を位置づけ、その内実を小農として規定したことは1つの成果といわねばならぬ。

われわれはそうした視角からする御園の把握を支持し、農民家族成員の「自立化」と、そうしたものとしての「家族協業」の現段階的特質に注目して、御園の成果にヨリ立入ってみることにしよう。

2. 農家主婦自立化論の視角

資本主義発展にともなう「小農経営の展開」と、その過程における農民の「家族員の個としての自立化」についての御園のとらえ方はつぎのようである。

「小農経営における家族労働力の自立化——その個としての自立化の動きは、農村の若もの、ことにあとつぎの行動様式を中心として、最近ようやく顕著にあらわれはじめている。世帯員の農外就労所得の『いえ』の経済からの自立化といった一般的な動きもその1つであるが、ことに注目されるのがつぎの諸点であろう」として、その要点を3点ないし4点にまとめる。⁶⁾

第1、あとつぎの農村青年が、単に与えられた家業としての「いえ」の農業をつぐのではなく、「みずからの自主的な選択の結果として、個としての自分の職業として主体的に自家農業就業を選ぶ、という動きがかなり広汎に発生しはじめている」こと。

第2、その場合、あとつぎを中心として小農経営内部に「積極的経営参加や部門分担関係、部門分離独立化の動きが起こっている」こと。

第3、「男子1人専従経営、1世代夫婦協業経営の普及などに象徴されるように、小農経営内部で家族協業のあり方が小数単純ですっきりしたものとなり、またそこで家族関係、父子関係に、対等で平等な経済合理主義を基調とする方向が多かれ少かれ生じはじめている」こと。

さらに、第4として、農業生産組織とのかかわりにもふれる。「家族労働力の個としての自立化に伴って……農業生産組織も、『いえ』を単位としたそれではなく、むしろ個人を単位としたそれ……として展開する傾向も、多かれ少かれ発生しはじめている。……こうした農業生産組織の展開がまた、逆に『いえ』を離れての個の自立化を促迫していくこと、いうまでもない」。

こうして、「表面上の形式は直系2～3世代家族であり父子協業であっても、もはやかつての家父長制家族のそれではなく、内容的にはまさに相互に自立した『2世代夫婦家族』の同居というにふさわしい事態が発生しはじめてるのであって、父子間その他の家族労働力の授受

にも労賃計算を適用したり、農地・資金等の授受・利用にも貸借関係を擬制的に適用するというがとき、その極をなすものであろう」。

われわれもここで指摘された最近の農民の諸傾向を農民労働の社会化として肯定的かつ積極的に評価することは御園と同じである。

だが、同時に、その傾向が一面的に進むのではなく、その貫徹を阻げる条件のもとで、「その極」にいたらない、もう一面とのかかわりの存在に目をふさぐわけにはいかない。

われわれは、あつぎの就農にあたって、さらに農業生産組織のオペレーター分担にしても——御園のいう、新しい傾向をみとめつつも、しかも——そこに必ず家族関係における地位、あるいは部落関係における立場上やむなく就農ないしオペレーター分担するという、他の一面の調査結果の指摘にことかかない。たとえば表1、2にそのことが示されている。

表-2 (その1) 農業後継者の就農動機

(単位：%)

	総 数	農業が好 きだから	農業が適 している から	長男(女) だから	家庭の事 情から	両親にす められた から	そ の 他	無 記 入
全 国	100.0	20.0	13.3	44.2	15.4	2.5	3.9	0.7
地 域								
都 市 近 郊	100.0	23.0	14.4	39.8	16.1	2.4	4.0	0.3
平 地 農 村	100.0	18.9	14.0	45.7	14.0	2.2	4.4	0.8
別 農山村・山村	100.0	17.9	11.4	47.2	16.1	3.0	3.3	1.1

注1 全国農業会議所「農業後継者の意向に関する調査結果」(1977年3月)による。

(その2) 新規学卒農業就業者の就農の動機

(単位：人)

区 分		就 農 者 総 数	積極的就農者		消極的就農者		総数に対 する積極 的就農者 の割合
			農業に関 心があり 農業に専 念したい から	先進農家 等へ研修 に出てい る	家族が希 望してい るから	そ の 他	
学 校 区 分 別 総	農 業 高 校	4,070	1,782	404	1,481	403	53.7%
	農高以外的高校	1,314	440	85	635	154	40.0
	農業教育施設	1,539	871	142	394	133	65.8
	短大・大学	880	532	76	178	94	69.1
家としての主位部門別	数	7,803	3,625	706	2,688	783	55.5
	稲	2,752	1,177	253	964	358	52.0
	麦・雑穀・いも ・まめ類	428	219	9	145	55	53.3
	工芸農作物	642	287	50	242	62	52.5
	施設園芸	559	279	29	222	29	55.1
	野菜類	911	435	59	349	68	54.2
	果樹類	853	363	77	333	80	51.6
	その他の作物	276	110	34	100	31	52.2
	酪農	833	496	106	180	52	72.2
	養豚	181	80	31	58	13	61.3
	養鶏	53	24	11	13	6	66.1
	その他の畜産	176	93	33	40	11	71.6
	養蚕	139	63	14	44	18	55.4

注1. 「新規学卒農業就業者調査」(1978年11月)。

2. 川俣前掲書。

(その3) オペレーターになった動機 (埼玉)

	実 数	構成比 %
回 答 者 数	109人	100.0
自家農業の省力化が進んだので 人手がふえたので	42	38.5
他に適当な仕事なかったの で	1	0.9
農外の仕事に出るよりよいと思 ったので	3	2.8
技術を習得できると思ったの で	11	10.1
農業経営の拡充を考えて	41	37.6
周囲の人に頼まれたので	36	33.0
部落や村内の立場上仕方なく	26	23.9
そ の 他	4	3.7

オペレーターになった動機 (砺波・遊佐)

	砺 波 (富山)	遊 佐 (山形)
集 計 総 数	79 (100.0)	117 (100.0)
農業を継続したいから	34 (43.0)	117 (100.0)
技術が身につくから	11 (13.9)	9 (7.7)
農外の仕事よりよいと思 ったので	2 (2.5)	3 (2.6)
手不足のため頼まれたので	24 (30.4)	12 (10.3)
自分の立場上やむをえず	7 (8.9)	27 (23.1)
そ の 他	— (—)	— (—)
不 明	1 (1.2)	23 (19.7)

注 全国農業会議所『農業機械オペレーターの労働条件と意向に関する調査結果』(1975年)。

また、家族成員の労賃計算、農地、資金の授受における賃貸借関係の擬制適用もあくまで「擬制」にとどまる。

第1に、現代日本農業の現実では、労賃、農地その他の賃貸借料を持続的に支払えるほどの農家所得形成は現代資本主義の価値法則と小農の価値法則の矛盾からして総じて困難だし、第2に、よしんばその支払いが一定期間可能としても、それで農民およびその家族成員は自立化し解放されたことになるであろうか。それは、極論すれば資本主義的な賃金奴隷への「解放」であり、「自立」にすぎないという、もう一面がつきまとう。

むろん、われわれも人格的隷属からの自立化の傾向を否定するものではない。だが、その自立化を経済的自立の側面からみる場合、社会経済的には性差別構造を前提としての賃労働者化であり(食糧の米価計算にしても同じ)、したがって賃金水準においても、労働条件においても、農民経済が歴史的に継承してきた前近代的諸関係を完全に克服することを資本主義に期待することはできないとみる。

そうとらえた場合、議論はすでに経営論をこえた視角、さらには経済をこえた視角を要求し、前提しているはずである(むろん、われわれはそうした全面的把握の立場を積極的に評価し、そのうえで、そうした評価を労賃水準へ経済主義的に矮小化することをむしろ戒心しているのである)。

いいかえるなら——われわれは、労働の社会化の進行が農民家族成員の「個としての自立化」を芽生えさせていることを積極的に肯定しつつも、そうした傾向を現実、誰が、どうとらえ、どう方向づけようとしているのか、まさにそこにこそ資本主義的な社会的生産諸関係、諸政策と、勤労農民の主体的方向の追求との対抗関係があることを指摘したいのである。

このような視角からするとき、現実の、法認された親子協定、後継者育成資金制度、農業者年金制度等の「擬制」には、単なる擬制でなく、資本主義的、政策的「擬制」性格が刻み込まれていることを軽視するわけにいかない。⁷⁾

たとえば、農家経営の部門独立を積極的に認め、それを親子協定にのせ、後継者育成資金でのばして成功した例も知っているが(例えば神奈川経営傳習農場同窓会メンバーの農村青年個々の新しい企業的農業が喧傳された)、同時に、後継者の養豚経営に失敗して自殺した静岡の青年の例もわれわれは知っているのである。

さらに農業者年金制度で、農地所有権、利用権の後継者への移譲が早まったことにも積極

的要素はあるが、そこでは農家主婦は全く疎外されたままなのである。

こういう面をふまえてみると、直系2～3世代農民家族の協業を——それぞれ「少数単純ですっきりした」単一夫婦家族協業の2世代分の同居ととらえるのはどんなものであろうか。そこには現代の小ブルジョアの貧困化の要素があることを見のがしてはならないと考える。

われわれは——現在、農地取得の支配的形態たる相続が農業の世代継承の基本的条件となっているととらえるわれわれは——むしろそのさい不可欠なものとしての親子協業、夫婦協業それ自体の自主的民主的編成の組織化と、その条件づくりこそが決定的に重要と考えるのである。そしてそここそ教育課題があると考えるのである。

このように、展望的にみた場合、むろん御園も、前にみた「個としての自主化」の単純な延長線上に「企業的小農経営」の一方的成熟を予想しているわけではない。

そこには2つの方向が考えられている。

「家族労働の自立化と関連して、小経営における女子労働力（主婦労働力）の稼働就業が上述の2つの方向のいずれに向って進むか——それはさしあたり直接的には、小農経営そのものの労働力需要と所得確保の水準いかん、農業技術の体系と水準いかんなどの条件によって左右されるが——より基本的には、右にみた社会全体における社会的労働の性別分担、分業関係の進展のありかたいかんによって規定される」と。⁸⁾

この結論の大筋は鋭い指摘として支持さるべきだが、いくつかの不十分な点を残しているようにおもえる。そのことの点検の前に、その2つの道についてのとらえ方をみる。

第1の道——「小農家族において……女子（妻・主婦）の生産的労働への就業は……基本的にいって男子（夫）だけでは自家農業労働に不足し、家計費に不足する所得部分をおぎなうためのものである。……夫の労働と所得だけで自家農業と家計がまかなえる条件が確立すればここでも妻・主婦は——たとえば今日のアメリカ・イギリス・デンマークなどの西欧先進諸国の農民家族にしばしばみられるように——さしあたって農外兼業就業はもちろん自家農業からも可能なかぎり手を引き、家事、育児などの家庭生活に専念する方向を志向するであろう。これまでのいちじるしい過重労働と家庭生活の貧困さから解放されて、少なくとも都市サラリーマンなみの家庭生活をエンジョイすることが、かれらのさしあたっての目標であることにまちがいない」。

第2の道——「だが、以上のような家庭復帰の方向だけが、一義的に志向されるとはかならずしもいいきれない。反対に、高度産業化社会の進展に伴って社会的労働の性別分担のあり方に変化が生じ、女性の職場進出、生産的労働進出が新しい次元で、より一般的な方向として拡大・定着してくるということも、今後の進路として当然予想される。すなわち、保育所の普及その他、従来家族の基本的機能と考えられていた育児・教育などの機能の重要部分が社会に移譲されることなどを条件とする、女性（妻・主婦）の家庭外就業・職場進出の一層普遍的な拡大と定着であって、そうなると、かつての家族内における夫婦両性の性別分業の観念やマイホーム主義——夫は職場、妻は家庭——という思想やあり方が崩壊して、これに代って新しい次元での男女平等と自立化を前提とする家族関係が生みだされ、それにもとづく女性（妻・主婦）の独自の社会的職業進出、生産的労働進出が、より基本的な路線として形成され、確立してくるかもしれない。そうなった場合には、小農家族においても、新しい次元で妻・主婦の独自に自立した就業進出が1つの方向として当然に追求され、したがってまたその一環として、

妻・主婦の女子労働力の自家農業への就業が、新しい意義と内容をもったそれとして再編成され普及するようになるかもしれない」。

こうした2つの「方向」は大筋において理解できるが、こうした2分法では現実の追求方向と課題を設定することは困難である。そこには、2点にわたる整序の不十分さがあるからだ。

すなわち、第1の方向は、主として個別経済の側面からとらえ、しかも農家主婦の「過度就業と過重労働からの解放」即「家事・育児への専念・充実化」という短絡があり、それにたいして第2の方向はもっぱら社会経済的条件の側面からする「小農経営の支配的なあり方」として、おそらく欧米の家族農業なみの、「父子協業でなく、単一世代経営か、また夫婦協業でなく夫だけの『ワンマン・ファーム』」が成熟していく展望への短絡がある。

さらにいうなら、そこにはマードック、パーソンズ等アメリカ社会学的分析方法と、経済学的分析方法（それもおそらくロストフ流）の整序不十分な接合のうえ、「企業的小農」のアプリオリの原則「経営と家計の実質的分離」と「労賃、利子（利潤）、地代3範疇の確立」を当嵌めるところからでてくる混乱があるように考える。

3. 農家主婦「自立化」の条件

では、どうとらえるべきか。

われわれは全般的な労働の社会化とそのもとでの農民労働の社会化を構造化してとらえる方法をとるが、具体的に農家の主婦の地位、その矛盾の構造の分析の基本視角に則していえばそれは大島清、並木正吉の農家主婦論にたいする林悠紀子の批判のそれと共通する。

まず、大島の「現代の農村婦人問題」についての視角をみると、それはつぎのとうりである。すなわち、「歴史的にみると、多くの国（とりわけ先進資本主義国）では、時代とともに、経済の発展とともに」男子に比し女子農業就業者の比率が「農業者の所得向上」、「家計と経営の分離」、「婦人の非労働力化」によって低下する、との一般法則の観点から、わが国の場合を分析し「家族的小農経営が独占資本主義のもとに支配的に存在し、それが容易に分解し解消する傾向を示さない以上、婦人の農業労働力としての就業は、今後絶対的には減少することはあっても、相対的にはむしろ増加するものと推定してよいだろう」と見通し、ついで「経済的必要にせまられて、経営と労働の分野に進出する農村婦人が、そのことによって従来は経験もしなかったような有形無形の負担を背負われ、その結果、肉体的にまた精神的に重大な犠牲をはらわされる側面」にこそ「現代の農村婦人問題」の焦点がある、と結論するのである。⁹⁾

これにたいし、林悠紀子はつぎのような論理展開で反論する。¹⁰⁾

(1) 「現代の農村婦人がかかえている諸問題は氏の言われるとうりである。がしかし、それは農民層の分解が急速に進んでいるところから生じている問題」であり、したがって「現代の農村婦人労働の問題は、農民層分解の『型』を背景とし、婦人が非労働力女子かどうかという視点からは明らかにしえないのであり、現代の農民層分解、資本主義の法則性からのみ問題を明らかにしうるのである」。

(2) そうした立場からする基本構図はこうなる。「今日の農村婦人問題の根源が資本主義そのものの中にあるかぎり、婦人の解放は「資本からの解放」にあることはまちがいない。……資本主義社会における婦人の解放は、性差別による一切の社会的不平等を廃絶し、婦人が私的労働としての家事労働から解放されて、社会的生産労働に従事することによって、婦人の人間性が全面的に開花することである」。

(3) 「従来小ブルジョアとしての農民は自己の労働に関して多くの点で無権利の状態にあったが、その中でも婦人は一層の犠牲をしいられていた。今日の段階において、農民、婦人農民は勤労農民としてその労働の権利が保障されなければ農業者の労働権をめぐる問題は解決しないであろう」。

「婦人が本格的に労働力化することによって〔林は現代の農村婦人労働問題で、農業「近代化」が従来の小農経営内部で「補助的労働力」にすぎなかった婦人を本格的に労働力化したことに最大の特徴をみている——筆者〕、労働と家事育児労働との矛盾が桎梏化しているが、婦人の労働を保障し、同時に現在極めて不十分な状態におかれている家事育児を十分にするためにも家事および育児の社会化と、婦人の側における育児条件、母性保護の保障が必要であろう」としている。

(4) とりわけ農業共同化の場合については、西ひろ子の提起を支持してつぎのようにのべるのが示唆的である。¹¹⁾

「いままでの共同化の場合、有力農家が組織運営の実権を握り、参加している主婦は単なる労働力となっているため、今後は共同組織の民主的運営を行わなければならない……し、(1)運営への参加、(2)正しく評価された家事労働の組織化、(3)企画、経理、機械操作は男子、その他は女子ときめつけず、各人の条件と能力に応じた仕事分担（必要な婦人労働保全の原則は守って）などの具体的措置」が必要である、としている。

以上のようなとらえ方から、林は大島清の農家婦人論を批判するわけだが、大島にみられるシエーマ、すなわち、資本主義発展にともなう農民層分解の過程で、農家婦人は農業労働から遊離、解放されるのが正常な、あるいは望ましいコースとのイメージは多かれ少かれ「小企業農」、「新しい資本型上層農」、「企業的小農」の諸論者に共通したものであり、そこには農家主婦の労働と生活における重要な現実の位置づけにたいする認識の不十分さがみられる。

だが、そうした把握方法の不十分さは、単に農家主婦論の弱さにとどまらず、農民経済の基本的性格そのものの把握の不十分さに必然的につながっていることが軽視されてはならないと考える。

それにたいして、林の基本視角は——農家婦人論の体系的整序に未熟さを残すとはいえ¹²⁾——歴史的に継承した現時点の農民経済と、そこにおける農家婦人の立場をそのものとしてとらえ、とりわけ労働権、母性保護の権利を基本論点の一つにすえる、すぐれた観点を示している。

なぜなら、もともと「権利」とは、一方におけるその現実的欠如態、つまり農民の現代的貧困化という主要な側面の存在を意味すると同時に、その主体的社会的自覚と貧困克服の契機をも含意しているからである。

とりわけ、農家主婦の農業労働における労働基準、母性保護、その他社会保障、社会福祉、社会教育等の権利保障の障害に目をふさいだ「労賃水準」論は間接賃金、労働条件の吟味を欠落させたあしき経済主義であり、支配者の立場の、欺瞞的農業「近代化」論に抗して、農民および主婦をはじめ家族成員全員の、農業、農村における人間的地位をかちとるうえで、現実の力とはなりえないもののように考えるのである。

注

- 1) たとえばつぎの諸論稿をみよ。
 蓮見音彦編『農村社会学』(『社会学講座』第4巻, 東京大学出版会, 1973年)。
 余田博通, 松原治郎編『農村社会学』(『社会学選書』川島書店, 1968年)。
- 2) つぎをみよ。
 伊藤喜雄『現代日本農民分解の研究』(御茶の水書房, 1973年)。
 同『農業の技術と経営』(家の光協会, 1979年)。
 梶井 功『小企業農の存立条件』(東京大学出版会, 1973年)。
 同『農地法的土地所有の崩壊』(農林統計協会, 1977年)。
 同『土地政策と農業』(家の光協会, 1979年)。
 御園喜博『現代農業経済論』(東京大学出版会, 1975年)。
- 3) 梶井功『農地法的土地所有の崩壊』91~97頁。
- 4) 御園喜博『現代農業経済論』49頁。
- 5) 同上 25頁。
- 6) 同上 152頁以下。
- 7) 中尾重己「新しい農村青年の動き」(『青少年問題』1966年11月号)。
 後継者対象に育成資金が融資されるのは「個の自立」を示す一面があると同時に、政策融資として農基法農政の方向づけがあることの他の一面が軽視されてはならぬ。つぎの農業者年金制度にしても、さらにいえば農地法改正にしても同じである。そこでの本質は、資本主義的収奪、支配の直接的貫徹の方向で小農的生産様式を改変することであって、農民の生存権、労働と生活の権利保障のためのものではないことに注意すべきである。
 そうした側面からみると、むしろ後継者育成資金は農業における民主的親子関係の分断の性格の一面さえもつといてもいい。
- 8) 御園前掲書130~131頁。
 さらに、マードック流の核家族論のあやまりについても確認しておく必要がある。
 現代日本資本主義のもとでは、つまり相続による農業の継承が支配的な社会的経済的諸条件下で、その条件の民主的改変ぬきの「少数家族化」は、むしろブチ・ブルジョアの現代的貧困化現象としてとらえられねばならない側面が重要なのである。
- 9) 大島 清「現代の農村婦人問題」(丸岡秀子, 大島清編『農村婦人』現代婦人問題講座3, 亜紀書房, 1969年) 並木正吉「農外就労の展望と望ましい施策」(農村婦人問題専門家会議『婦人の農外就労の展望と施策』1970年)。これは同時につぎの形で公刊された。
 『野良着をぬぐ婦人』(家の光協会, 1970年)。
 筆者もその会議のメンバーであったが、執筆はしなかった。
- 10) 林悠紀子「現代における農村婦人労働」(山岡亮一先生還暦記念『現代農業と小農問題』, 有斐閣, 1972年) 具体的な分析には精粗があって、体系的な整序は必ずしも十分ではないが、基本視角はすぐれている好論文である。
- 11) 西ひろ子「きびしい農村情勢下の農村婦人」(『労働農民運動』, 新日本出版社, 1971年5月号)。
- 12) とりわけ、小農の価値法則と、資本主義的価値法則の関係の動態とかかわって、農業機械化段階の婦人労働の実態と動向、生産的労働と家庭内労働の関係を明らかにすることが必要となるが、それは次章以下で果される。
 前者の問題は、いわゆる3範疇の確立を主張する伊藤、梶井、御園の評価にかかわってくるが、その場合も後者とのかわりからとらえるとき、その条件の不足が明らかになるであろう。

第2部 農家婦人の労働・生活過程と学習課題

第1章 農家婦人問題の分析視角

農家婦人問題を論ずる前にまず、婦人問題研究の到達点と課題について簡単に触れておこう。これまで婦人問題は様々な角度からとり上げられてきたが、特に婦人の陶冶、主体形成の問題は婦人の家庭内や社会における地位向上の問題と密接不可分のものとして論じられてきた。とくに労働婦人の職場における地位・労働条件等についての研究は長い歴史をもっている。60年代から生活過程に対する資本の支配が深まると同時に現代的貧困化が進行し、これに抗する住民運動、消費者運動が広範な主婦を巻き込む事により、第2次主婦論争とも言うべき婦人論争¹⁾が起きる。ここでは「働きつづける事」の意義をどうとらえるか、「主婦」とはどのような存在であり、そこにおける主体形成の条件は何なのかという点が論点となった。この論争は婦人論における理論的課題を明確にする重要なものであった。この論争の中で確認されたことは第1に、婦人の「公的産業への復帰」²⁾はやはり婦人解放の基礎であること、第2に、国家独占資本主義のもとで貧困化を伴いながら、生活過程（狭義）それ自体、社会との関連を深め、そこでも婦人が成長する条件が生まれてきていることである。第1の点については労働婦人のみならず、小商品生産者の婦人の労働も重要なことと私達は考える。第1の点、第2の点ともに婦人問題のみならず人間の発達の問題³⁾として提起され得るであろう。

即ち、大きくみれば今日経済学の分野で論じられている労働と生活の社会化論の中に婦人問題をも位置づけることができる。社会化論と貧困化論とを結合して変革主体形成⁴⁾を展望すべきであろう。その場合、基礎となるのは労働・生活過程そのものの分析とそこにおける陶冶の条件を明らかにすることである。機械制大工業の成立を契機とする婦人労働者の出現は画期的な意味をもつ。「資本主義体制のなかでの古い家族制度の崩壊がどんなに恐ろしくいとおしく見えようとも、大工業は、家事の領域のかたにある社会的に組織された生産過程で婦人や男女の少年や子供に決定的な役割を割り当てることによって、家族や両性関係のより高い形態のための新しい経済的基礎をつくり出すのである」⁵⁾（傍点は筆者）すべてここに言いつくされているといつてよいが、資本主義下においてはたえず婦人差別が再生産され労働者階級の分断の手段として利用されていることに注目しなければならない。本来人間の発達に役立つはずの生産力発展が逆に強化された搾取の手段とされることによって労働者は自らの発達を妨げられているが、なかでも婦人は差別再編によってその発達の機会を奪われている。従って婦人の問題は相対的に独自性をもって論じられなければならない。

その独自性の1つとして欠く事のできないのは家庭内労働の問題である。バーベル及びレーニンは家事労働の社会化、特に社会主義的社会化こそが婦人解放の要である、として窮極的な婦人解放にとって社会主義革命が必須の条件であることを明らかにした。しかしレーニンは歪んだものではあるが、資本主義のもとでも次第に食堂、託児所のような形態で私的家事労働が社会化すると指摘している⁶⁾。生活の社会化については様々な論文が発表されているが理論的にはいまだ未整理な段階にある。基本的には労働の社会化との関連が重要であり、その場合の「労働」に、労働力再生産にとって必要な「家事、育児」労働を中心とする家庭内労働をも含めて考えることができる。商品経済の発達とともに直接生産者の労働は①商品生産労働、と

②家庭内労働、に分離していく。そして前者は後者を従属的地位におき、後者の労働は次第に前者へと移行する。そして前者は資本に包摂されていく。このこと自体、労働の社会化そのものであるがこの過程のなかで家庭内労働の内容も変わる。直接に資本に包摂されない個別家族の生活過程も変化をうけるのである。このことをふまえて第1の視点として労働の社会化と生活の社会化の相互関連を研究する必要がある。第2に、個別家族内における家庭内労働の変化それ自体も問題となる。かつて、「人を愚鈍にし、打ちひしぐような仕事」⁷⁾とされた「家事・育児」労働は社会との関連が深まるとともにその性格をどのように変えたのか。加えて、生活の社会化が生産にどのような影響を与えるのであろうか。自らが「労働力」でもある婦人にかかる家庭内労働の量の多少という側面と「労働の生産力」の物質的基礎の1つとしてとらえられる「労働力再生産」をどのような質で成しうるか、という2つの側面がかかわってくるであろう。とくにこれは労働過程と生活過程が密接な結びつきをもつ小商品生産者において著るしい。

これらのことを日本の農家婦人にそくしてみた場合、労働・生活の社会化が進展するなかで家族協業の内実がどう変化しているのかが問題となる。戦後の民主的諸制度の確立によって農民家族は家父長的家族制度から解放された。だが農地改革によって新たに創出した農民的土地所有のもとでの農民経営は、経営主による土地所有の独占と裸手労働に依存する低い生産力水準が家父長的家族協業の基盤を依然として基礎づけるものであった。しかし商業的農業の展開と「高度成長」期の労働市場の展開は家父長的家族協業の基盤をゆるがさざるをえない。この過程は「労働の社会化」そのものであるが、それを農業生産の面で独自に考察してみると、農業においては流通を通した社会化が直接的生産過程における社会化に先行してきたが、最近新しい技術が個別経営にも入り込み、機械施設の共同利用を中心とする共同化が進展するなど、直接的生産過程が急激な変化をとげている。こうした変化はもちろん第1部でふれられているように小農の性格変化、「新しい上層農」と農業の担い手層の問題とも関連してくる。本論文ではこの問題とも関連させて、機械化を中心とする家族協業の変化の中で婦人が労働主体としてどのような位置をしめ陶冶の条件をうけとっているのか、また婦人の発達を阻害しているものは何かを明らかにしたいと思う。

工業における労働過程の一大画期は機械制大工業の成立であるが、農業における大型機械化「一貫」体系の成立はこれと並び称されるものである。このことのもつ進歩性の1つは個人の全面発達の基礎的条件をつくり出すことである。すなわち、機械化は熟練労働を不必要とする事により、また、生産の技術的進歩により「1つの社会的細部機能の担い手でしかない部分個人の代わりに、いろいろな社会的機能を自分のいろいろな活動様式としてかわるがわる行うような全体的に発達した個人をもってくることを1つの生死の問題とする。」⁸⁾加えて、日進月歩の技術進歩に対応してたえず直産生産者が新しい技能を身につける必要を生み出す。第2の進歩性は前述のように「社会的に組織された生産過程で婦人等……に決定的な役割を割り当てること」であり労働過程で組織的にきたえられた人間をつくり出す事である。家族協業中心の日本農業においても工業生産力の発展にもとづいて70年代後半、大型機械化「一貫」体系が成立した⁹⁾。同時に化学化、施設化の進展も著るしく、このことはそれまでの男女間の骨化した分業関係を流動化させる。新しい技術の導入毎に新たな労働編成を必要とし、家長の「ミカン、やミコツ」は陳腐化せざるをえない。

また、一定の組作業を必要とする大型機械の出現や、大型施設の導入は個別経営のワクを

越えた生産組織を必然化し、客観的に分割し得る労働過程にもとづいた労働編成が行なわれる。こうして組織的にも農民がきたえられる条件をつくり出す。流通の共同化や流通過程に延長される生産過程（加工部門）等の共同化が進み、ライスセンター等の地域的生産関連諸施設が増える。こうして農民は社会的経済的結合関係を深める¹⁰⁾。これらの変化はそれが資本主義体制下で起るかぎり、安全性の欠如等による機械事故、跛行的機械化による労働強化、むりな投資による機械化貧乏等の貧困化を伴わざるをえない。問題は、これらの否定的側面を克服するどのような変革主体が形成されるのか、という点にある。

また、農民経営の場合、労働過程と労働力再生産過程が1つの家族協業体の中に統一されているため労働者の場合とは違う次元で生活の問題が生産を規定する。従って個別家族における労働過程と生活過程の関連を特別に研究する必要がある。都市と比べて生活の社会化が遅れているといわれている農村においても商品化の波は著るしく、社会的共同消費手段もそれなしには生活を送ることができないものとして位置づいている。

こうした労働と生活の変化に対応して労働と生活を担う農家婦人にとっての学習課題が必然化する。労働の面では生産技術学習、生活の面では充実した労働力再生産を行うための学習、加えて生産と生活の均衡のとれた発展をめざすための学習、これらの問題に関して婦人の学習要求があらわれてきている。婦人のための学習教育体制は非常に不十分な現状にあるが、そのことをのりこえて婦人の自主的な学習活動が行なわれている。さらに生活の問題などについては今日の健康破壊等の貧困化を克服しようという動きさえあらわれている。このような婦人の主体的な活動は変革主体形成を展望しうる条件の1つとして位置づけられるであろう。

これらのことをふまえ、本論文ではまず第1に、個別家族における労働過程（家庭内労働を含む）の変化と婦人労働の関連を明らかにし、第2に、共同化の動きの中における婦人の位置を明らかにする。第3に、第1、第2の点をふまえて、婦人の学習要求とその条件について触れ、実際の学習教育体制について述べる。なお、ここでは専業農家婦人について主に述べる事とする。

注

- 1) 「シンポジウム・婦人運動と婦人問題」(『前衛』1971年5月号、日本共産党中央委員会)を直接の契機として起った一連の論争をさす。
- 2) 「女の解放のための第一の先行条件は公的産業へ全女性が復帰することであり……」(エンゲルス『家族・私有財産、および国家の起源』P 95国民文庫)
- 3) 島恭彦監修『経済学入門』(講座現代経済学Ⅰ 青木書店、1978年)はこの問題を経済学の立場から論じている。
- 4) 高木督夫「貧困化と変革主体の形成についての一考察～大橋一訓氏の論文によせて～」(『科学と思想』1980年10月号No.38、新日本出版社)によれば「もともと貧困化論も変革主体形成論も資本主義の発展が勤労者ないし人間のあり方に与える影響を追求する理論」であるから「両者を結合化するような理論的意図が生ずるのは必然的」としている。
- 5) マルクス『資本論』第1巻、第13章、P 637、大月書店、普及版
- 6) レーニン『偉大な創意』レーニン全集第29巻P 434、大月書店版
- 7) 同上
- 8) マルクス『資本論』第1巻 第13章、P 634、大月書店、普及版
- 9) 柳田泰典「畑作農業の機械化と農民教育」(美土路達雄編『現代農民教育の基礎構造』1981年2月

刊行予定、北大図書刊行会) 参照

10) 同上

第2章 大型機械化段階の婦人労働の特徴

第1節 機械化にともなう家族協業の変化

1 農業の機械化の到達点

農業生産の機械化、化学化、施設化は近年急速に増大した。とくに70年代後半、大型機械化「一貫」体系が成立してから動力化率（総労働時間に占める動力使用時間の割合）は急速に増大している。昭和51年度（1976年）農産物生産費調査（農林省統計情報部）によれば、稲作

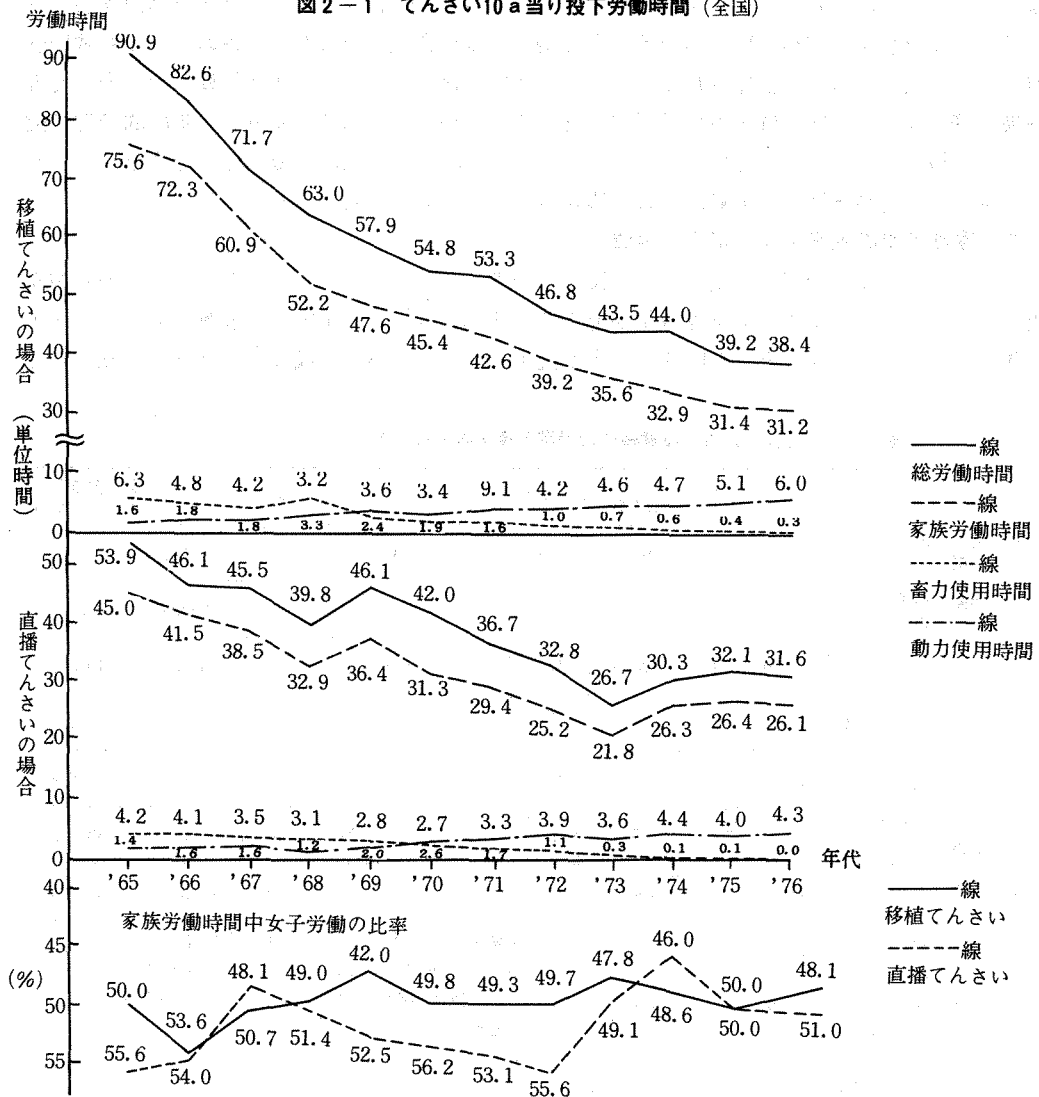
表2-1 各作物における「裸手+道具」労働部分の残存
と動力化率（10a当り）（%）

作 目 名	動力使用時間の割合	作 業 名	総労働時間に占める割合
原料用 ばれいしょ	27.3	播種又は定植 (種子予措を含む)	29.9 (うち女子 60.2)
		中 耕 除 草	13.4 (56.7)
てんさい	15.4	中 耕 除 草	23.6 (66.1)
	13.6	中 耕 除 草	42.4 (60.6)
		間 引	27.5 (70.2)
稲 作	23.3	除 草	10.1 (52.2)

「昭和51年度産、工芸作物の生産費、米及び麦類の生産費」(農林省統計情報部)より計算

の動力化率23.3%（表2-1参照）、畑作も主なものを挙げると、小麦35.0%（北海道は41.5%）原料用ばれいしょ27.3%，てんさい（移植）15.4%に達している。てんさいには移植と直播の2種類の生産方法があるがその動力化の過程を年次を追ってみたのが図2-1である。ここに示されるように畜力使用時間が動力使用時間と入れかわるのは'69～'70年頃となっており、動力使用時間の増大に反比例して10a当り投下労働時間は急速に減っている。しかし直播の場合にそれほど減っていないのは「間引」という全くの裸手労働が伴うためである。これは表2-1にも示されるように総労働時間の約3割も占め、婦人労働に依存する傾向が強い。一方移植は反収が直播に比較して約14%高く、労働ピークも低い。しかも間引労働が不必要であるため、動力化率は高くなっている。また、従来婦人中心の仕事であった「ポット土つめ」作業は十数人の組作業による完全な機械化が実現しつつある¹⁾。このような移植の有利性によって直播を行う農家は減りつつあり、間引労働それ自体がなくなりつつある。「道具+裸手」²⁾労働がなくなりつつあるということは他の作物についてもいえる。表2-1に示される「道具+裸手」労働とは、動力化率が著しく低く、総労働時間に占める割合が比較的高い作業を挙げたものである。この中で、「中耕除草」「除草」は、動力化率が低いとはいっても除草剤の改良によって必要労働量は減りつつあると同時にカルチベーター（中耕と同時に除草する機械）は早くから普及している。原料用ばれいしょの「種子予措」とは主に「種イモ切り」の労働で、これは現在全くの「道具+裸手」労働ではあるが、研究の段階では「全粒種子」といって「イモ切り」³⁾を必要としない技術や機械が開発されている。このような動きのなかでかつては婦人労働の大

図2-1 てんさい10a当り投下労働時間(全国)



半を占めたこれらの作業はいまだ「道具+裸手」労働部分を多く残しているとはいえ、化学化、機械化の進展によって総労働時間に占める割合は少なくなっている。

一方、婦人が「道具+裸手」労働をより多く担当する、という傾向は依然として残っているため動力化の進んだ作物ほど婦人労働の比率が少なくなっている。例えば、図2-1においても移植の方が婦人労働比率が少なく48.1%であるが、てんさいと組合わせて作付することの多い小麦では39.3%である。しかし、こうした意識が残っているとしても機械化がたえまなく進行する以上、婦人の機械使用は広がらざるをえない。このことについては後の労働過程分析で詳しく述べる。

農業の化学化、施設化とはくに、果物、野菜において著るしく進展している⁴⁾。動力化率

はほとんどの作目において10%を切るが、ビニールハウスの普及によって増えた施設園芸においては加温面積が42.6%（1975年野菜生産費調査，農林省統計情報部）を占め「しかも栽培管理における技能性は一層強化されている。たとえば，接木育苗，ウイルス接種，ホルモン処理摘果，摘芯等は試験研究機関の科学研究に支えられながら施設園芸生産特有の集約的管理労働として収穫安定には欠かせないものとなっている。」⁵⁾従って，畑作においても野菜作においても単純な「道具＋裸手」労働，それ自体が減ってきていると考えられる。

2 家族協業の内実変化と婦人の地位

以上のような労働過程の変化は家族協業の内実をどのように変えるだろうか。この問題を明確にするために典型的に大型機械化が進んでいる畑作地帯，斜里町⁶⁾の事例をもとに，裸手労働がまだ主要な労働であった時期と，大型機械化「一貫」体系が成立した時期とを比較して

表2-2 1967年における機械化の段階と家族内分業（てんさい）単位（時間）

	経営主	妻	(長男) 後継者	長 女	次 女	次 男	親類て つだい	雇 用	計	総労働時間 に占める割合
A 1 機械を中心とする 作業	1.5	0	165.5	0	0	4.0			171.0	4.1%
B 2 運搬・移動 (手労働を含む)	92.5	10.5	163.0	14.0	0	0			280.0	6.7%
C 1 + 2	94.0	10.5	328.5	14.0	0	4.0			451.0	10.8%
D 3 畜 力 作 業	256.0	0	0	0	0	0			256.0	6.2%
1 + 2 + 3	350.0	10.5	328.5	14.0	0	4.0			707.0	17.0%
F 4 「裸手＋道具」 労働	453.0	981.0	635.5	906.0	53.0	27.5	258.5	140.0	4162.0	83.0%
G 合 計	803.0	991.5	964.0	920.0	53.0	31.5	258.5	140.0	4162.0	100.0%
A/G	0.2%		17.2%	注) 1 機械を中心とする作業 3 畜力作業 ○耕転・整地 ○防 除 ○中かき ○ビート抜き(掘り) ○培 土 ○肥料きき ○「運搬」 ○中 耕						
C/G	11.7%		34.1%							
D/G	31.9%									
E/G	56.4%		34.1%							

注1) 「機械を中心とする作業」とはその作業の主要な部分が機械で行なわれるものを言い付随する手作業を含む。これ自体色々な段階の機械（前掲，柳田論文参照）を含む。

みよう⁷⁾。表2-2は斜里町のある専業畑作農家の労働日誌をもとに作業の質毎に労働時間を分類したものである。この時期には動力使用が中心となる作業は「耕転・整地」「ビート抜き」のみであり，1967年は図2-1にも示されるように畜力使用時間の方が動力使用時間よりも多かった時期である。この表に示されるように機械作業はほとんど若い後継者がうけもっているのに対し経営主は畜力作業をうけもち，婦人は「道具＋裸手」労働のみを担当している。即ち，一定の体力と技能を必要とする労働は男子が独占的に行い，しかしながら総労働時間の大部分が「道具＋裸手」労働であるので男子もかなりの部分，これに自分の労働時間をさいていると

というのがこの時期の特徴である。人に則して考えてみると経営主の労働時間に占める畜力作業の割合は31.9%，後継者の労働時間に占める「機械を中心とする作業」の割合は17.2%にすぎない。

表2-3 1977年における機械化の段階と家族内分業（てんさい）単位時間 斜里町A家の事例

		経営主	妻	ゆい	共同 手伝い	雇用	合計	総労働時間に 占める割合	うち妻の労働 の割合
機械に 関連する 作業	1. 機械を中心とする 作業	487.0	221.5		111.0	25.5	845.0	30.7%	26.2%
	2. 機械補助	12.0	202.5	126.0	9.0	163.3 ²⁾	513.0	18.7%	39.5%
	イ. 機械に組み込まれた作業		194.5	126.0	9.0		329.5		59.0%
	ロ. 補植・補収穫	10.5	6.5			36.0	53.0		
	ハ. 種子・肥料の供給	1.5	1.5				3.0		
	3. 機械修理・整備	23.0			7.5		30.5		
	4. 運搬・移動	2.5	2.5				5.0		
	4. 小 計	524.5	426.5	126.0	127.5	189.0	1393.5	50.7%	30.6%
「道具十裸手」労働	5. 手 除 草	55.0	242.0		14.5	483.0	794.5	28.9%	30.5%
	6. 間 引	10.5	15.0			314.5	390.0	14.2%	16.7%
	7. そ の 他	69.0	62.0		21.5		152.5		
	B 小 計	134.5	369.0		36.0	797.5	1337.0	48.6%	27.6%
	分類不能（管理等）	10.0	10.0				20.0		
	C 合 計	669.0	805.5	126.0	163.5	986.5	2750.5		29.3%
	A/C	78.4%	52.9%	100%	78.0%	19.2%	50.17		

分類別作業名（てんさい）

1 ポット土とおし	播 種	2 機械補助	スプレ整備、準備
ポット苗植え	風害ポット補植	イ 移植・播種・収穫	4 風害ポット運搬
肥料混合	除草剤散布	・補助	5 草とり
ケイフン全面散布	中 耕	ロ 補植・補収穫	6 間 引
追 肥	草刈	ハ 種子・肥料の供給	7 その他
耕 起	防 除	3 肥料配合機修理	
整 地	移 植	施肥準備	
整地・心土破碎		農機整備	

注 1) 「機械に関連する作業」とは、何らかの形で機械を使用する作業だけでなく、機械作業を補助したり、機械がやり残した作業を補う手作業を含む。

2) 雇用の「機械補助」の163.5時間のうち、127.5時間の内わけは不明。

このような、なかば硬直的ともいえる家族内分業の内実が大型機械化「一貫」体系の成立のもとではどのように変化するのであろうか。表2-3は表2-2と同じ農家の、1977年の労働日誌をもとにして作ったものである。1967年当時の経営主は死亡、現在は当時の後継者とその妻が農作業を担っている。ここに示されるように妻は「機械を中心とする作業」に進出しているばかりか、「機械に組み込まれた作業」(ビートプランター、ハーベスターは一定の組作業を必要とする。)の中心となっている。もちろんここでも婦人は「道具+裸手」労働の大部分を担当しているが、それはかつての経営主の指揮の下ではなく、自らが雇用⁸⁾の指揮を担う立場で担当しているのである。経営主は機械作業、婦人は裸手労働という大まかな担当ができてはいるがその事が婦人の責任分担を産み出すとともに、機械作業が増大することによって婦人の機械使用が出現せざるをえない。個人に則してみれば「機械に関連する作業」が総労働時間に占める割合は経営主で78.4%、妻で52.9%に達している。現在この農家で作っている作物は、てんさい、原料用ばれいしょ、小麦である。機械化が進んでいる小麦に至っては、妻の労働時間は経営主の3分の1以下にすぎないが、その74.8%が機械に関連する作業となっている。⁹⁾

婦人の機械使用について同じ斜里町の畑作農家21戸を調査した結果、男子基幹労働力2人と1人の農家で比較してみると、男子基幹労働力1人の農家において広範な婦人の機械使用がみられる⁹⁾。注目すべきは1960年代においてすでに機械化されていた運搬、耕耘の作業に過半数とまではいかないが多くの婦人が進出していることである。端的にはハーベスター、プランター等の最近出てきた大型機械をも操作する婦人が出てきている。これらの婦人は「どういう時に機械を操作するか」という質問に対して大部分は「忙しい時や経営主のいない時」と回答している。婦人の機械使用は男子労働力不足による急迫的性格をもちながらも、当然視されつつある。即ちこれら婦人の中にはトラクターを運転する資格(道路を通る場合には必要)である大型特殊免許をもつ人が増えてきている、(調査対象農家21戸中6戸)また、トラックによる運搬はほぼ婦人の担当となっていることに示されるようにこれまで男子が独占的に担っていた作業に対する婦人の進出は一般化している。

表2-4 経営形態別婦人の機械使用 (%)

経 営 形 態	稲 作		畑 作		酪 農	
学 族 形 態	核	拡大	核	拡大	核	拡大
機械を運転できる	53.9	66.7	51.1	75.0	79.6	83.7
運転できる機械						
自 動 車	16.2	22.8	38.2	36.6	21.4	27.4
ト ラ ク タ ー	15.7	22.6	31.5	35.5	19.0	22.6
耕 転 機	20.8	15.0	9.0	8.9	3.0	3.2
田 植 機	11.7	10.6	2.2	2.9		0.3
バ イ ン ダ ー	15.7	12.0	4.5	2.9	1.2	0.9
コ ン バ イ ン	11.2	10.4	4.5	2.9	0.6	0.6
スピードスプレヤー	1.0	0.2	1.1	0.8	1.2	0.6
モ ー ア	0.5	1.0	1.1	0.3	4.8	2.4
ミ ル カ ー	1.0	1.2	5.6	5.9	47.0	38.2
そ の 他	6.1	4.3	2.2	3.2	1.8	3.8

昭和53年度農山漁村婦人の生活に関する調査結果報告書
(北海道農務部農業改良課)より作製

次に、稲作、酪農についてはどうであろうか。表2-4によれば、自動車、トラクターはどの経営形態でも運転できる人が多い他、稲作では、田植機、バインダー、コンバイン等の農繁期に使われる機械については1割以上の人が「運転できる」としている。また、酪農においてはミルカーがかなり高い数字を示している。これは、酪農においては牧草生産は男、牛舎内労働は女、という役割分担が一般化しているためと思われる。すなわち、稲作、酪農においても畑作の場合と同様の男女間の役割分担が相互浸透していると考えられる。

依然として労働集約性と手労働中心である野菜生産においても施設化、化学化が進んで一定の技能が必要となってきた。とくに施設園芸においてはその傾向が著しいが、その先進的事例として洞爺村の実践はすでに知られている¹⁰⁾。この例を簡単にふり返してみよう。ここでは灌排水・保温換気・ホルモン処理等の高度な技能を必要とする労働を婦人が担当している。階層的特徴をふまえるならば、労働力の量・質のすぐれた上層では集約的労働過程で婦人が専従となり、機械作業・重筋労働には男子が専従する。一方労働力の少ない下層においては婦人は集約的労働過程を中心としながらも全労働過程に加わり相互補完的な夫婦協業体制をとっている¹¹⁾。

以上の事例はとくに変化の大きい地域を選んだため変化がはっきりと見える面もあるかもしれない。例えば1980年7月に行った社会教育研究室常呂調査の場合、上記の変化が見られるのは土地規模の大きい畑作上層と酪農に限られており、下層野菜作（露地野菜）や畑作においてははまだ骨化した古い男女間の役割分担が続いている。しかし長期的にみればなんの技能も必要のない単純労働は少なくなってゆき¹²⁾労働編成も変化せざるを得ないという事は上記の事例が示している通りである。

次に、このような変化にもとづいて労働主体としての婦人の地位はどう変わっているのだろうか。第2種兼業農家における婦人が経営参加のみならず自らが主導的に行うようになったことや、専業農家婦人も「何らかの形で参加する《相談をうけることを含む》」婦人が大半となっている事はすでに各方面から指摘されている¹³⁾。我々の独自調査においても実際の作業にかかわることに関しては妻の経営参加率は高く、全国的な調査でもその傾向はあらわれている¹⁴⁾。斜里町や洞爺村の事例においても、男女間の役割分担が相互浸透しながらも男子が機械作業にかかりきりになるため手作業にかかわる事は婦人が責任をもつようになっている。いうまでもなく、この場合、手作業といってもかなり技能を必要とするものも含まれてくるのである。

婦人がこうした労働に従事する上で重要な技能形成は残念ながら著しいたちおくれがある。例えば施設園芸の場合、全国的な調査¹⁵⁾では「農作業は夫のいう通りに行く」が43%をも占めているが「施設園芸技術の進歩は目ざましく、農村婦人の場合にはこれらの変化に対応しきれなくなり、経営主または夫のいう通りに実施している。」¹⁶⁾と思われる。この全国的な調査や、また我々が独自に行った調査でも新しい技能を「夫や家族から学んだ」という人が圧倒的に多いという結果が出ている。これは婦人が気がるに参加できる学習機会が少ないことを示している¹⁷⁾。

農家婦人の家族内地位は長い目でみれば確かに上ってきてるといえるだろう。しかし資本主義下における小農経営はそれ自体矛盾をはらんでいる。窮極的には現在の農民の土地所有と相続の形態が変わらなければ婦人の地位の根本的向上はなされない。実際のところ、機械化や施設化、化学化が進展して家長のカンやコツが陳腐化しても新しい技術を外部から取り入れる

のは男子であり（若い後継者の地位はその意味では著しく向上したといえるだろう。）新しい技術を取り入れた労働編成もまた差別的となる傾向がある。

しかし、斜里町の例のような最新の大型機械をも自ら操作する婦人の出現や洞爺村のように自ら研究会を作り高度な技能を身につけている婦人の出現にみられるように、労働過程の変化は婦人の能力を成長させる条件の1つとなっている。だがそれはあくまで条件の1つにすぎず、労働主体としての成長に限ってみても、機械事故、農業事故、過重労働、機械化貧乏等の様々な貧困化現象がそれをさまたげている。これらの問題の根底を知り、克服することのできる変革主体の形成が展望されなければ婦人の成長をさまたげる諸要因はとり除かれないであろう。

第2節 農作業労働と家庭内労働の関連

婦人労働を問題とする上でも家庭内労働は重要である。加えて農民経営における労働過程と生活過程の未分化は、それ自体一つの問題である。家族協業の内実変化を把握する場合、第1に労働過程の変化、第2に労働過程と生活過程の関連、第3に生活過程の変化を明らかにする必要がある。ここでは第2の点を中心に述べる。

労働過程における変化、特に機械化は長期的に見れば当然の事ながら自由時間を増大させている¹⁸⁾。と共に、新しい技能を身につける必要が生じる事から、若妻が重要な役割を持たざるをえない。

表2-5 夕食の炊事担当者(拡大家族)単位%

	稲 作	畑 作	酪 農	そ の 他
	51.1	38.1	38.2	43.8
夫				
父		0.4	0.5	
母	33.0	44.8	52.1	50.0
そ の 他	15.9	16.7	10.3	6.3

昭和53年度農山漁村婦人の生活に関する調査結果報告書
(北海道農務部農業改良課)

るをえない。特に婦人の機械使用が多い畑作と酪農においてはその傾向が著しい。

このような若妻の基幹労働力化を保障するのは姑による家事・育児分担である。表2-5に示されるように「夕食の炊事担当者」は稲作を除いて「母」が一位となっている。我々が独自に斜里町で行なった調査では、「農繁期の家事分担」は「母」がいないか、あるいは高齢すぎる場合を除いて昼食と夕食づくり、幼児の世話はほとんど「母」が担当していた。「母」が家事担当となる直接の契機は若妻に子供が生まれて子守が必要となることである。加えて、農家において家事の役割分担は農閑期と農繁期において異なる。農閑期において家事はほとんど若妻が行なっているが、農繁期になると姑が家事専従になる。表2-6は、姑が家事専従となっている農家(②番農家)と姑が高齢のため夕食のしたくしか担当していない農家(17番農家)の比較である。②番農家の場合も決して余裕のある生活時間とはいえず、若妻は畑で働いている間は家庭内労働から解放されているとはいえ農作業と家事労働を合わせて約14時間の労働と

表 2-6 斜里町農家生活時間の事例（農繁期）		② 番 農 家			17 番 農 家	
		5 月			5 月	
		経営主	妻	母	経営主	妻
農 事	直 接 労 働 時 間	1.30	10.50	0.10	12.33	11.35
	付帯労働時間（打ち合せ等）	0	0	0	0	0
	（学習・団体活動）	0	0	0	0	0
家 事	食 事 の し た く ・ 片 づ け	0	1.35	2.17	0	2.00
	そ の 他	0	1.18	6.43	0	0.08
生 理 的 時 間	睡 眠	7.17	7.00	6.46	6.42	5.48
	食 事	1.10	1.18	1.23	2.10	1.38
	そ の 他	2.13	1.52	6.20	1.55	2.50
自 由 時 間	教 養	0	0	0	0	0
	娯 楽	(1.17) 1.50	(1.57) 0.07	(3.23) 0.20	(0.47) 0.40	(1.05) 0
	交 際	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0

注1 各月毎に3日間の平均を記しているため1日の合計が必ずしも24時間とはならない。
 注2） 娯楽のらんの（ ）内の数字は、2次行動（何かしながら）としてテレビをみていたことを示す。

なっている。しかし、もっと悲惨な例は17番農家である。娘は他出し姑も高齢となるこの年齢層（40歳台）における矛盾の一例だが、家庭内労働と農作業の両方の負担が一身にかかる為、睡眠時間は6時間を切る。表には載せなかったが、農繁期の献立は家事専従者のいない、あるいは不十分な農家においては単調なものにならざるをえない。このような婦人の過重労働は基本的には生産性の向上が労働時間の減少につながらない今日の貧困化の現われである。それと同時に家庭内労働も、いかに農作業労働中心に家族協業が行なわれているとはいえ、都市ほど生活の社会化が進んでいない農村においては労働力再生産に必要な一定量の時間を確保しなければならないことも理由の1つである。

こうした現状においては、姑が家事を分担するということが農業生産とのかかわりでいえば、第1に、若妻の基幹労働力化を保障する、即ち農業労働力を確保するという意味において、第2に、家事責任者が存在する事によって充実した労働力再生産を行なうという2つの意味において労働の生産力に影響を与えるのである。

ところが生活の社会化が進展している今日、家庭内労働の問題を個別家庭内での問題のみにとどめて議論する事はできない。周知のとおり農村生活の社会化は都市に比して著しく遅れている。商品はその本質からして農村へも広まりやすいのに対し、資本主義の下では社会的共同消費手段が不足するから農家はこれを商品で補わざるをえない。交通手段の不足が農家に自動車を買わせ¹⁹⁾、上水道普及の遅れが動力井戸ポンプを買わせる。また特に散居制をとっている北海道において顕著であるが、買物労働の節約や調理労働の保存のため冷凍庫が都市よりもむしろ農村に普及している。

また、ゴミ処理・し尿処理など自治体の生活関連サービス対象からはずされている為、これを自分で補う場合には経済的・労働的負担を伴う。逆に、農村では近年季節保育所が増え、

子供が保育所に入れる年齢に達すると祖母が子守から一定時間解放され、農作業に復帰するという例もみられる。即ち、農村生活の社会化はそれ自体、農業生産力と大きな関わりをもっているといわなければならない。

第3節 婦人の経営参加とその役割

このように、労働・生活の両面において重要な位置を占める婦人の地位はその働きにかかわらず低い。前述のように具体的な作業に関わる事では比較的発言権はあるが、土地の購入等家の財産に関わる意志決定では参加率が低くなっている。例えば「昭和51年度農村婦人の農業生産活動との関連における生涯設計計画に関する調査報告書」(農山漁家生活改善研究会)によれば「施設農地の移動・大農機具の購入・営農資金の借入」の意志決定は「両親と夫・あるいは夫が決める」の35%、「夫と相談して決めるが夫の意見に従う」の37%、に対して「自分の意見も取り入れて決める」は16%にすぎない。こうした問題の基礎には日本の農民の土地所有＝継承の形態がある。この形態、即ち「農業的利用を行なっている限り均分相続は困難というほかない状況を現代日本資本主義がつくり出しているのである。」²⁰⁾だが、このような中にあっても農業生産に対する婦人の意欲は高い。前掲書によると「これからの農業生産と婦人の役割についてどのように考えているか」というアンケートに対して、「婦人も技術や経営の事を身につける」が33%、「婦人に適した仕事と男の仕事の分担をはっきりさせる」が36%にものぼり、「農業経営は男にまかせ婦人は家事に専念する」「仕方なしに農業生産に従事する」というような消極的な意見は合計26%にすぎない。加えて、生産と生活の両方を担う婦人として、この両者の均衡のとれた発展をめざす上での役割を果たす事ができる。例えば、「自分の意見もとり入れて決めた場合、それはどんな意見か。」では「労働配分と労働の軽減をはかってもらう」が50%、「健康維持を考えてもらう」が38%を占め、この面でイニシアチブを発揮している。

農家婦人の経営参加と地位の向上は窮極的には土地所有の問題解決なしには成しえないが、めまぐるしく進展・発展する農業技術によって変化している労働過程における陶冶、労働と生活の両方を担う主婦としての役割、加えて生活の社会化が進展してくる中で自らが生活を営む上での地域(社会)認識、こうしたことの中で成長する婦人は自らの経営参加の条件を拓げる力量を身につける展望をもっているといえるだろう。

注

- 1) 必要とする人数が多すぎるためいまだ多くの農家が手作業をかなり残す簡単な機械を使っている。しかし近年、9戸共同でこの機械を入れたり(斜里町、M生産組合)、工場で作ったものを買う農家が出てきている。常呂町では農協でこの機械を買って町の婦人を雇いポット苗を生産しているが、町内農家の必要分にはまに合わず、残りは農家が自分で行っている。
- 2) 前掲柳田論文参照。
- 3) 小粒の種イモを切らずにそのまま播く方法。
- 4) 千葉悦子「農業生産力の発展と婦人労働」(美土路達雄編『現代農民教育の基礎構造』1981年2月刊行予定 北大図書刊行会)参照。
- 5) 同上
- 6) 斜里町の概要と事例としてとりあげる農家についての説明は、拙稿「大型機械化『一貫』体系における婦人労働の特徴と学習課題」(日本社会教育学会『日本社会教育学会紀要』No.16, 1980年)を参照。
- 7) 拙稿「農民の労働・生活の社会化と学習課題～婦人を中心に～」(美土路達雄編『現代農民教育の基礎構造』

- 1981年2月刊行予定、北大図書刊行会)により詳しく述べたので、ぜひ参照していただきたい。
- 8) 機械作業は一定の技能を必要とするので雇用は「道具+裸手」労働に使用される傾向がある。
 - 9) 拙稿「大型機械化『一貫』体系における婦人労働の特徴と学習課題」(日本社会教育学会『日本社会教育学会紀要』No.16, 1980年)に詳しく述べた。
 - 10) 太田原高昭『地域農業と農協』日本経済評論社 1979年6月。
千葉悦子『農業生産力の発展と婦人労働』(美土路達雄編『現代農民教育の基礎構造』1981年2月刊行予定 北大図書刊行会)。
 - 11) 千葉悦子, 前掲書より引用してまとめた。
 - 12) 少なくなっていく事はまちがいないが、その速度は生産関係に規定される。この面での研究は我々の今後の課題の1つである。
 - 13) 例えば、労働省婦人少年局「農家婦人の労働生活に関する意識調査」昭和42年。
 - 14) 農山漁家生活改善研究会「昭和51年農村婦人の農業生産活動との関連における生涯設計計画に関する調査報告書」によれば農作業の責任分担で「一部の作業はまかされている」と答えている人が多い。
 - 15) 農山漁家生活改善研究会, 前掲書。
 - 16) 同上。
 - 17) 例えば斜里町婦人が機械操作を学ぶ機械が非常に少なく、とくに機械を操作することの多い若妻は農協婦人部に加わっていない場合が多いのでなおさら学習機会から遠ざけられる。
 - 18) 千葉悦子, 前掲書によれば1970年代から急速に規模拡大している上層農家においてはかえって労働時間が増えている。短期的には自由時間が減ることもあるといえる。
 - 19) 現在問題となっているローカル線の廃止は地方に住む人に車を持つことを強制するようなものである。
 - 20) 美土路達雄「農家婦人の労働・生活と要求」(犬丸義一他編『講座現代の婦人労働3, 労働者の生活と家事・育児』労働旬報社1978年) P 204。

第3章 共同化と婦人労働

第1節 共同化における婦人労働分析の意義

生産組織には様々な種類があるが、農林水産省では大きく①共同利用組織②集団栽培組織③受託組織④畜産生産組織⑤協業経営組織に類型化している。生産組織の存立自体は必ずしも安定的ではなく、解体を遂げているものも少なくない。とくに、近年その動向が注目されている受託組織は、共同利用組織あるいは集団栽培組織に加わる農民の階層間矛盾の帰結点として、従来の生産組織の解体の末にうみ出されたものと言える。農民層分解の現代的特点を示しているといえよう。しかし受託組織が今後、生産組織の支配的な動向となると結論づけるのは早急であろう¹⁾。

農林水産省の生産組織調査²⁾によれば、1972年から1976年までに生産組織数が29,213より38,150となり、着実に増加している。そのうち最も多いのが共同利用組織で1972年には44.6%を占めていたが、1976年にはさらに52.8%にまでシェアを拡大しており、共同利用組織が共同化の支配的な形態にあることが明らかである³⁾。共同利用組織は階層間矛盾を含みつつも農民経営の維持・発展に寄与している。つまり、この数字からは農民経営を基礎にした共同化に常に内在する階層間矛盾、生産過程と生活過程との矛盾を緩和しつつ、共同化それ自体を維持していこうとする農民の主体的対応が広範にあることをとらえることができる。

以上の点をふまえて、われわれは、ここでは共同利用組織を重点としながら、とくに農民の主体的対応の側面に着目して、共同化の性格をとらえていくことにする。

さて、その場合、共同化の性格を婦人労働のあり方と関連させて把握するという分析手法は、第1に、生産組織を構成する主体の性格にまでおりて、その構造を明らかにすることができ（＝青年、成人男子等の年齢階層別の分析）、さらに第2に労働力再生産過程である生活過程（狭義）と労働過程との関連がより正確にとらえることが可能である。つまり、家族協業を基礎とした農民経営間の共同組織であるといった、現段階の共同化の基本的な性格をふまえた分析手法として有効である。

その上で、農家婦人の労働主体としての陶冶の課題にとって、ひいては農家婦人の教育課題と深くかかわり合うものとして、共同化における婦人労働の位置づけは不可欠のものである。とくに共同労働における婦人労働の位置づけは最も重要な点である。

なお農業共同化を論じる場合、これまでふれてきた直接的な生産過程を基礎にした共同的生産組織と比べて著しく進んでいる流過程に延長された生産過程での共同化、あるいは流通過程における共同化をも含めてとらえていくことが必要である⁴⁾。

第2節 性別構造からみた生産組織の分類

本格的に生産組織を構成する労働力の性別構造をとらえようとしたものは少ない。

橋本玲子は「オペレーター＋婦人達の補助労働力群」という型を示し、耕耘過程の機械作業は男子オペレーター、残る手労働には婦人層が従事する人が多いことを指摘している⁵⁾。これは移植過程と収穫過程が依然として手労働に依拠する跛行的機械化段階の特徴といえる。つまり、畜耕・手刈段階あるいは耕耘機段階の手労働に依存する低い生産力水準のもとで、重筋労働、経験的技能労働、機械を操作し運転する労働には主として男子、単純裸手労働、男子労働に付帯する裸手労働には女子が従事する⁶⁾、といった差別的性別分担が社会的に再生産されたものといえよう。この段階は兼業機会が拡大し、「主婦農業」という声が高まった時期であり、少数の専業農家層の男子が男子不在の兼業農家層の機械操作まで引きうけ、反面、兼業農家層の主婦が面積の広い専業農家層の田植え・収穫などの手作業に組織される⁷⁾ というような稲作の共同化が広範囲に形成されたのである。

ところで大型機械化段階における共同化はどのように整理できるか。

これまでに当該研究室⁸⁾で行なった実態調査⁸⁾や、いくつかの調査報告をもとにして、変革主体形成を展望しつつ婦人の労働主体としての労働力能の発達と関連させて分析すると、婦人労働の位置づけの違いによってほぼ3つの型に類型化できる。

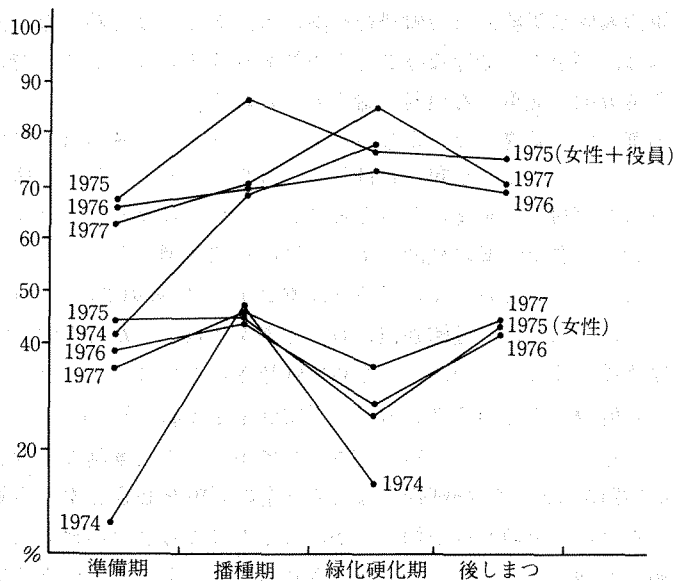
第1の型は婦人労働を補助労働群として位置づけるもので、橋本の指摘する型と共通している。大型機械化段階になってからは、稲作の田植えや収穫に端的に示される単純作業を主体とした集約的な労働過程はもはやみられない。それにかわって、大型機械を基軸とした労働組織が編成される労働過程が新たに形成されている。とくにビートのプランター、ハーベスター等に代表される自走式的大型機械はその技術的必然から一定の組作業が必要となっている。こうした機械を導入するためには個別経営の枠をこえた共同利用組合を形成せざるをえない。

こうした新たな共同化の条件は婦人の労働主体としての陶冶の可能性を得る進歩的な側面をもつものである。つまり、共同作業に参加することで労働者のもつ規律性を身につけ、出役賃金をうけとることで自分の労働力価値を認識し、管理運営に参加することで、個別経営の管理運営に参与する条件が拡大する等のことである。

だが、家父長的な性差別意識が未だ解消されていないことから、「共同労働の中で差別的労働編成が再生産され、逆に差別を徹底する方向に現われ、婦人の労働過重につながる場合もある」⁹⁾。

北海道における稲作中核地帯にあたる空知管内月形町のある機械利用組合¹⁰⁾では、資金蓄積の条件の乏しい下層では過剰投資を避けるために、共同化に加わることによって機械化「一貫」体系への移行をはかり、しかもそこで形成された余剰労働を農外にふりむけることで安定的な兼業を維持していこうとしているが、その結果基幹労働力たる婦人労働にしわよせがいつている。図3-1は共同育苗労働(育苗プラントの操作、催芽、育苗ハウスへの苗箱の設定、温度管理)の

図3-1 月形町利用組合共同育苗における女性・役員の出役



- 注1. 柳田泰典作成したものを加工する。
 2. 月形町利用組合の作業日誌より。

出役状況を示しているが、役員となっている専業農家男子と兼業農家を主体とした婦人が大半を占め、単純作業を婦人が担い、他方、高度な判断を必要とする温度管理は役員が中心となっている。しかも重要なことは共同労働を担う婦人達が利用組合の管理運営から排除され、役員層に独占されていることである。他方、北海道畑作地帯斜里町のある機械利用組合では婦人労働を意識的に位置づけ、育苗労働の出役賃金については婦人に直接支給する体制をとっているが、これは婦人自身が自らの労働力の価値を認識する端緒を与えるものとして評価できる。だが、共同育苗の作業役割分担をみれば、ポット箱送り、うけとり、つみこみ、運搬、おろし等、単純補助労働を担う傾向がここにもあらわれている¹¹⁾。

労働過程における差別的労働編成に加えて、共同出役による、生活過程へのしわよせも無視できない。先に述べた月形の利用組合では下層の婦人の多くが過重労働を訴えており¹²⁾、また前掲第2章の表2-6で、共同作業出役のため睡眠時間が極端に減らされていることをわれわれは既にみた。生産組織の多くが多かれ少なかれこうした状況におかれ、生産と生活の矛盾を深めているといえよう。

さて、第2の型としては、婦人を農業労働から解放しようとしている型である。たとえば、北海道のやはり稲作中核地帯にある空知管内沼田町のある機械利用組合では、青年を中心にオペレーターを編成し、婦人を農業労働から解放しようとしているのが注目される。また別海町の新酪の建売り牧場では、牧草収穫調整過程（サイレージ調整作業）を数戸の男子だけで共同作業を行なうことによって婦人を収穫調整過程から解放しているという報告もうけている¹³⁾。

こうした、農業労働から解放しようとする生産組織の婦人労働の位置づけについて指摘しなければならないことは、大型機械化「一貫」体系段階になってはじめてその労働生産力の飛躍的な上昇によって農業労働からの解放が可能になったということである。第1の型において述べたように大型機械を基軸とする労働組織は家族協業の枠をこえる協業体制を必要とし、したがって、その労働組織編成は集約的な労働過程を除けば、あるいは集約的な労働過程がもはや存在しないのであれば、男子だけで行なうことも当然ありうるわけである。特に近年は嫁不足ともあいまって、農業労働に従事しない若い婦人もみられる。

梶井功が夫婦は協業単位の基礎になりえないとし、したがって生産組織に結集せざるをえないことを主張する¹⁴⁾のは、こうした動向に着目しているためである。しかし私達は、婦人が農業労働から撤退することが婦人の発達にとって必ずしもプラスになるものとはいえず、むしろマイナスと考える。確かに農業労働の軽減によって生活時間が増大し、婦人の多面的な発達を可能とする条件が拡大しているといえるのであり、「働きすぎ」は解消されなければならない。だが労働主体としての陶冶は当然にも労働過程において実現され、しかも労働主体としての陶冶が多面的発達の基礎条件になることが、あらためて確認されなければならない。

婦人を農業労働から解放するという考え方には「家庭第1主義」¹⁵⁾の政策、イデオロギー操作の浸透がみられる。その上、これまで婦人が主として担ってきた単純な集約的労働過程が少なくなった大型機械化段階にあって、機械操作などの一定の訓練を必要とする労働は男子が従事するという家父長的な差別意識の残存が拍車をかけることになる。いいかえれば婦人労働は単純な集約的な労働過程が残っていればそこに投下されることになる。つまり第1の型と第2の型とは表裏一体の関係にあるといえよう。加えて農業労働から撤退することが生活時間の増大に必ずしもつながらないことも指摘しておかなければならない。稲作の減反政策強行によって、余剰労働を農外就労へ投入せざるをえない状況も一方で存在するのである¹⁶⁾。言わば市場をとおした資本の間接的包摂の段階から直接的な包摂の段階に入るのである。

なお別海町の建売り牧場の場合、女子労働が大巾に軽減されているのとは逆に男子労働時間は13時間にも達する過重労働となっており、男子労働にしわよせされている点もまたみのがせない。

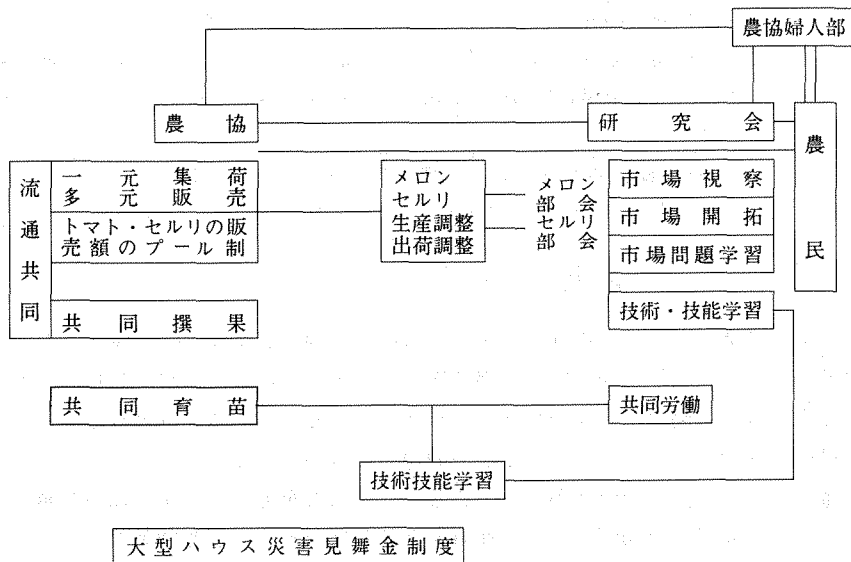
さて第3の型としては、婦人労働の能力・状態にそくした位置づけをしている型である。

ここでは、野菜・ハウス・畑作の地域農業の発展をめざす集团的とりくみが展開されている北海道洞爺村の事例¹⁷⁾、広島県世羅町世羅幸水農園の梨の協業経営の成功の事例¹⁸⁾、集落ぐるみの地域農業振興をはかってきた秋田県森吉町根小屋の事例¹⁹⁾の3つをとりあげる。いずれもすぐれた実践例として既にとりあげられている。

まず事例の特徴を要約する。北海道の中では零細農家のあつまる洞爺村では、「近代化」政策に抗して小規模農家が生き残るため、野菜、施設園芸、和牛を導入して複合経営を展開してきた。農協の共同販売をはじめとして、機械の共同利用、共同育苗等共同的生产組織が地域内

に重層的に形成されている。1966年から野菜生産に対応して「そ菜技術研究会」²⁰⁾で農民の学習活動が行なわれてきているが、その活動に婦人層が位置づいていることが特徴である。とくに婦人独自の生産学習組織をつくってその「研究会」に位置づけたことが、婦人の集团的成長を促し、婦人層が農休日を要求するまでに至っている。図3-2は農協、研究会、農民の関係を図式化したものである。

図3-2 洞爺農協、研究会、農民の関連図



世羅幸水農園の梨の協業経営は、戦後の開拓事業による開墾入植農家が既存の水稻作だけでは経営困難となる中で、とりくまれるのである。これには未墾地を直接法人登記して個人財産とはならない方式（広島方式）²¹⁾をとった。今や協業経営における個人年間所得は365万円に達し、総所得の8割を占めるまでに至っている。表3-1は世羅幸水農園の概要を示したものである。

根小屋では、農地改革時に所有権分割をしなかった集落有地を全戸が利益を享受できるように集落による開田・開畑をして、複合経営を展開し、集落民の利益をはかってきた。根小屋呼友会は稲作、葉たばこ作、肉牛部門における共同利用・共同作業の運営を行なっており、この集落における生産組織の中核的な組織である。全農家（34戸、1975年）が兼業農家で、第1種兼業40%、第2種兼業60%であるが、出稼者2人を除いてすべて町内・集落内に就業しており、農業専従者のいる農家割合は70%で、県平均32%、町平均30%に比べて著しく高くなっている²²⁾。

個別経営を基本にしなが、補完的な共同利用組織が重層的に形成されている洞爺と、それと共通している部分が多いが、むしろむらな共同体が基礎となっている根小屋と、協業経営を主体にした世羅幸水農園とでは、共同生産組織の基本的性格は異なっているものの、婦人労

働に視点をあてる場合、共通している面をひきだすことができる。

表3-1 世羅幸水農園の概要

組 合 員 数 並 家 族	組合員数22人(22戸), 家族従業数(51年9月1日現在) 男32名, 女27名
農園面積, 植栽面積	総面積56ha, 植付面積45ha, 畦畔農外11ha
果 樹 種 類, 品 種	赤梨一幸水25ha, 豊水13ha, 新水7ha
生産・販売の目標	生産目標1,700t(現在1,200t), 販売目標3億5千万円(現在2億5千万円)
土 地 状 況	農事組合法人世羅幸水農園が所有(個人所有無し)
出 資 総 額	57,290,000円
農 道 並 建 物	幹線農道3,400m巾4m, 支線道12,000m巾3m, 防風林20,000m, 防風網2,500m, 倉庫・作業場4棟, 事務所1棟, 生活センター1棟, 格納庫1棟, 農業処理場1棟外。
生産施設, 大農機具	灌水施設(貯水ダム11万t, 揚水動力135馬力, 園内配管2万m, スプリンクラー全園), ブルドーザー3台, トラクター4台, SS4台, トレンチャー2台, リッチャー1台, ブロードキャスター2台外。

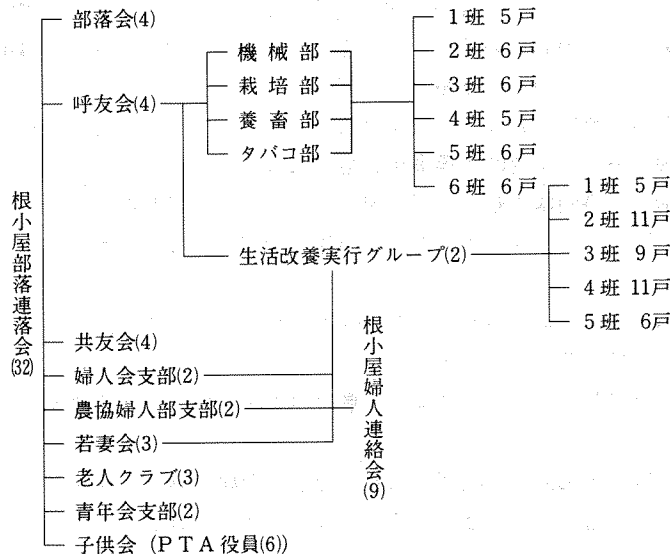
注 福田 稔『農業生産組織の新展開』明治書房, 1977年

その共通の特徴をいくつか指摘すると、まず第1に地域農業を担う主体として、労働能力・状態にそくして婦人を位置づけている点である。つまり、婦人の母性を配慮して過重労働を避け、しかも婦人の労働力能を発揮する場を与えていることである。洞爺村では、野菜の育苗労働の播種作業を手先仕事を主体とする女子の適した労働として分担している。その上、施設園芸、野菜生産には婦人の労働が不可欠であるとして婦人層独自の生産婦人部を組織した点も注目される。根小屋でも男女別に適した仕事を調整している。たとえば葉たばこの収穫、乾燥、調整作業には稲作作業班が出役するが、この場合軽労働であるので老人、婦人が担当している。また稲作の耕起と葉たばこの定植の労働は競合するため、前者は男子労働を、後者には婦人、老人労働をあてることによって解決している。三事例いずれも男女同一賃金をとっており、中でも世羅幸水農園では時間給男女同一賃金である。こうして、根小屋の老人の位置づけにみられるように、婦人に限らず、構成員の状況にそくして、年齢階層別の位置づけがなされていることが特徴である。とくに後継者対策に力をいれている点が共通している²³⁾。

こうしたとりくみを基礎にして、生活からの視点を据えて、生産力発展をすすめているのが第2の特徴である。世羅幸水農園で力をいれている福利厚生や生活関連諸事業は特筆すべきものである。3ヶ月毎の定期健康診断、栄養改善計画の樹立、体力づくりなどの健康管理事業や、社会保険や労災保険等への加入と組合独自の共済制度の設立などの厚生事業等である。15年間に活用した事業は、①生活改善農業改良資金②農業者健康管理移動相談所事業③多目的生活共同施設事業④農山漁家家族労働適正化特別事業⑤集团的技術共同導入事業⑥食生活改善推進事業⑦農業安全管理事業等にわたり、いずれも農業生活改良普及員の指導を得ている。生産と生活の統一・調和をはかる総合的力量が普及員に必要なことが明らかである。協業組織の満足度をみると²⁴⁾、「同じ仲間同志の仕事だから離れる気がしない」とするものが最も多く(組合員29.2%, その家族29.1%), 次に「この協業に将来性がある」とするものが多く(組合員22.2%, その家族21.7%), 3番目に多いのが「職場の福利厚生対策がととのっている」とするものであ

る（組合員14.8%，その家族20.3%）。この点に関しては相対的に組合員の家族に多いことから、婦人（青年）がこの面を高く評価し、協業経営への参加をのぞんでいるといえよう。

図3-3 根小屋集落の組織機構図



注1. ()内は役員数。

注2. 山崎正ほか『農業生産組織とライフサイクル』, 明文書房, 1979年

根小屋は図3-3に示すように呼友会という生産組織とともに生活組織として全戸の主婦を構成員とする呼友会婦人部を1961年に組織し、1965年には生活改善実行グループと改称し、生産と生活の調和をはかる集団的な活動が展開されてきている。このグループは呼友会の構成員でない世帯の主婦層も構成員とし、全世帯を網羅しているがこのことは生活向上が集落全体の課題であるとする理由からくるものである。グループは自らの発展史を①「現状点検と身近な問題の改善」期（昭和36～40年）②「学習と中核施設の建設」期（昭和41～43年）③「中核施設をめぐる組織的活動」期（昭和44～45年）④「主体的生活と生産との協調」期（昭和46年以降）としてまとめている²⁵⁾。グループ自身が自らの発展の内実を客観的に把握できる力量が蓄積されていることがわかる。なおこの組織の指導も生活改良普及員が行なっている。

さらに若妻層の位置づけについても着目する必要がある。前掲図3-3にみられる婦人連絡会は生活改善実行グループ、婦人会支部、農協婦人部、若妻会の4組織から構成され、それら組織間の連絡調整機関としての役割を果たしている。この役員構成は各組織から2名ずつ、とくに若妻会からは3名選出され、若妻会役員はそれぞれが他の3婦人組織の連絡員を兼ねている。このため若妻層は集落全体の農業生産および生活の動向を的確に把握することができ、集団的生産活動および生活活動も若妻層の意見を反映して行なわれることになるのである。

以上から生活からの視点をすえた生産組織運営は労働力の再生産を保障し、労働過程と生活過程を調和させることにつながり、組織存立の大きな要因となっていることが明らかである。

さて、第3の特徴としては婦人の生産・生活学習が位置づけられていることである。

洞爺村では「そ菜技術研究会」の主催する生産技術学習²⁶⁾(冬期講習会、市場視察、現地講習会)に婦人層が参加する一方、農協婦人部支部を単位に生活改良普及員の指導をえて、生活時間調査、栄養改善、健康管理など生活改善活動が行なわれる。こうした集団的学習活動をつうじて生産と生活の調和をめざす一つの試みとして農休日が設定されるのである。それ以降農休日を農協婦人部の例会にあてて有効に活用している。また、てんさいを作付している農家を対象に毎年学習会が行なわれているが、婦人を参加させる目的で男女別に隔年で行ない、婦人の参加する年には反収が高いという報告をえている²⁷⁾。

世羅幸水農園では、機関紙発行や図書館分館を設置するなどして文化活動がさかんに行なわれている。また根小屋の呼友会は「農事研究会」に起源をえている。

とくに洞爺村婦人の事例は生産・生活学習をつうじて・生産と生活を担った婦人こそが両者を統一してとらえていくイニシアチブをとる条件と役割のあることが示されているといえよう。

また、すでにふれたように3事例とも生活改善を行なっているが、いずれも健康学習が位置づいているのが特徴である。

第4に、こうした体制をとるまでには、労働力再生産過程における貧困化が招来していることが指摘できる。

世羅幸水農園では、発足当初、経済的困窮と身心の消耗で協業の存立があやぶまれた。身心の疲労は極限に達し、過労が原因となってあいついで2人の妻が亡くなった。これを機に生産第一主義の経営から人間優先の経営に転換するのである。根小屋の生活改善活動もまた、子ども達の体位が悪く、また生産活動に忙しくPTA活動にも参加できないことを学校教師に指摘されたことが契機となっている。洞爺の農協出荷・共同撰果の開始は個別販売・撰果による過労を軽減することであった。それ以前はトマトの撰果はよなべ仕事で、朝の4時頃には室蘭市場へ出荷にでかけたという。

以上から、これまでの3地域の農業振興の過程とは、農民自身が貧困化を克服していく対応過程にほかならず、①共同労働における労働能力にそくした位置づけや、②生活を重点におくとりくみや、③学習活動はその内実の一環を示しているといえる。洞爺では、畑作経営の不振によって農民経営の存立があやぶまれた時期に、野菜生産への転換をはかり、さらに1970年を前後した減反政策を機に大型ハウスの導入を行ない、1977年の有珠山噴火では農協を中心にした敏速な対応で、一人の離農者も出さずにのりきった。こうして小規模農家存立のいくたびかの危機を集団の力でのりこえる中で自らの主体的力量を蓄積してきているのである。

第5の特徴として、これを可能にした集団内の民主主義の徹底を強調しなければならない。経営者だけでなく集団を構成するもの全員の自覚的参加を作業労働にも経営管理労働にも貫こうとしている²⁸⁾。共同労働における男女別、年齢別の労働分担等はいうまでもないことだが、男女同一賃金や全体の合意を重視する組織体制(根小屋では満場一致方式、住民総参加、世羅幸水農園の一人一役主義と賃金完全平等、洞爺の学習会・総会への婦人参加の促進等)に、民主主義的力能の形成・蓄積をとらえることができよう。そしてこの点が、第1の型および第2の型と決定的に異なる点なのである。太田原高昭は「家族員がそれぞれの労働能力や特性に応じた労働を担当し、それぞれの部門で熟練労働となり、その協業の成果として一家の生活が支えられるという関係が成立したとき、家族員個々の人格的自立が保障され、家族関係の真の民主

化が実現する」とし、さらに、「こうした関係が地域的・集团的複合経営の中で横に広がっていくならば、それぞれの家族員はそれぞれの担当部門の横断的組織の場で自らの経営を代表することになり、それぞれの立場から地域農業の発展に責任をもつことになる。すなわち、家族関係の民主化が農村民主化に広がるのである」と述べる。この指摘は3事例にもあてはまる。しかも家族関係の民主化→農村民主化という一方通行ではなくフィードバックがあることが確認されよう。²⁹⁾

その場合、さらに、地域的共同生産・流通手段にも視野を広げ、その民主的運営にもとりくんでいく必要がある。つまり最近の動向として注目しなければならないのは共同販売・共同撰果さらには農協による共同出荷がすすみ、それに伴って大型撰果・保管施設が急速に、集積されてきていることである³⁰⁾。これら共同施設・共同労働が農業生産力の形成において無視できない要素となってきた。しかもこれらの流通施設を物的基礎として農産物市場の再編成が進行していることが重要な点である。したがって洞爺の事例が示すように共同の生産・流通施設を農民経営の発展のために運用することが重要であり、農協が農民の要求を把握し事業にとりくんでいくことがのぞまれるところである。なお最近めだって増えてきた農協の生活関連諸施設、生活関連諸事業についても同様なことがいえるだろう。

以上、第3の型として生活に視点をすえた生産組織の成功例をとりあげてきたが、ここにごそまさに、農民の、そして農家婦人の労働主体としての主体的な成長・発展をみることができる。しかし多くの生産組織は生活は無視し、生産を優先するなかで、ますます生産と生活の矛盾を深め、組織自体の存立があやぶまれていることをあらためて指摘しておきたい。

注

- 1) 酒井惇一「大型機械と生産組織の展開」(古島敏雄編『産業構造変革における稲作の構造 I, 理論編』1975年, 東京大学出版会)に詳しい。
- 2) 農林水産省『農業生産組織調査報告書』(1976年調査) 1977年。
- 3) 山田定市『地域農業と農民教育』1980年, 日本経済評論社, 203ページ参照。
- 4) 同上, 208~209ページ参照。
- 5) 橋本玲子「農村婦人の集団活動」(大島清, 丸岡秀子編『農村婦人』1969年, 亜紀書房)を参照されたい。
- 6) 井上和衛「農業における婦人労働」(斉藤一編『婦人労働』1969年, 労働科学叢書) 157ページの分類を参考とする。
- 7) 中安定子『農業の生産組織』1978, 家の光協会, 187ページ。
- 8) 北大社会教育研究室では北海道内の稲作・畑作・野菜作農家の実態調査を行ってきた。
- 9) 古村えり子「農民の労働・生活の社会化と学習課題~婦人を中心に」(美土路達雄編『現代農民教育の基礎構造』1981年2月刊行予定, 北大図書刊行会)より引用。
- 10) 19戸の農家で構成され、経営規模3~5haが中間的階層となっている。1977年に社会教育研究室実態調査を行なう。なお藤田昇治「稲作農業の発展と農民教育」(美土路達雄編, 前掲書)に詳しい。
- 11) 1979年社会教育研究室実態調査結果である。なお古村えり子「農民の労働・生活の社会化と学習課題」(美土路達雄編『現代農民教育の基礎構造』前掲書)に詳しい。
また共同利用組合に参加している農家の婦人のうちで「利用組合の総会などで積極的に発言している」ものは1人であとは「経営主に話して反映させる」ものが9人「言っても仕方がないので言わない」とするものも5人いた。
- 12) 拙稿「農業生産力の発展と婦人労働」(美土路達雄編『現代農民教育の基礎構造』前掲書)参照。
- 13) 木村 純「根釧大型酪農地域における酪農施設をめぐる問題」(『酪農事情』1980年9月号)。

- 14) 梶井 功『農地法的土地所有の崩壊』1977年, 農林統計協会, 111ページ。
- 15) たとえば「児童福祉法」第24条において保育所の入所対象者を「保育に欠ける」乳児および幼児としているところにもあらわれている。
- 16) 中安定子, 前掲書には小松市のK・N農産の事例が示されているが女子の労働市場の展開を前提として男子間の協業体制がくまれている点に注目しなければならない。
- 17) 太田原高昭『地域農業と農協』1979年, 日本経済評論社, 拙稿「機械化・施設化段階の婦人労働の特徴と農民経営の発展条件」(北海道大学『教育学部紀要』第37号, 1980年)に詳しい。
- 18) 福田 稔編著『農業生産組織の新展開』1977年, 明文書房, 梶川静一『人間優先の協業経営』1979年, 家の光協会に詳しい。
- 19) 山崎 正『集団活動による生産および生活の相互展開』(山崎正, 加勢川堯, 久保良雄共編著『農業生産組織とライフサイクル』1979年, 明文書房)に詳しい。
- 20) 会員20名ではじまり, 今や40名をこえている。以後「研究会」と呼ぶことにする。
- 21) 福田 稔「世羅幸水農園の成長と経営戦略」(福田稔編著, 前掲書)「国営広島中部台地開発事業において, 幸水農園におけるこのような実績にもとづいて用地を広島農業開発公社が一括取得し, 公社の手で開発造成を行なった上で生産者の組織する農業生産法人に譲渡する形をとろうとしているところから名付けられた」と述べられている。121ページ。
- 22) 山崎 正, 前掲書, 65ページ。
- 23) 洞爺では後継者の先進地研修制度をもうけ, また部会役員に積極的につけている。根小屋では「共友会」という後継者育成組織があり, 集落的行事の運営主体になっている。
また世羅幸水農園では後継者育成資金の支給, 研修事業の推進, 組合員の新旧交替にとりくんでいる。
- 24) 福田 稔「世羅幸水農園の組織戦略」(福田稔編, 前掲書) 174ページ参照
- 25) 南部 博「生活面における集団活動」(山崎正, 加勢川堯, 久保良雄共編著, 前掲書) 91ページ。
- 26) 拙稿, 前掲「農業生産力の発展と婦人労働」に詳しい。
- 27) 洞爺村農協営農部ききとりより。てんさいの育苗労働が手先を駆使するきめこまかな作業のため婦人労働がいかされていると考える。
- 28) 松木洋一が田町平柳集団の, 作業労働の分担を構成員の適性を考慮した上で, 作業をまわりもちしている事例を示しているが参考になる。松木洋一「集落農場制の経営様式と労働主体の動向」(井上完二編『現代稲作と地域農業』1979年, 農林統計協会) 286ページ。
- 29) 太田原高昭, 前掲書, 35ページ。
- 30) 佐藤治雄「農産物市場における選別, 輸送, 保管機能」(美土路達雄, 湯沢誠, 川村琢編『農産物市場体系2』1978年, 農山漁村文化協会)を参照されたい。

第4章 農家婦人の学習・教育

第1節 農家婦人の学習要求・学習課題

これまで2章, 3章をつうじて大型機械化段階の婦人労働の特徴をとらえ, 進歩的な側面と同時に, しかも資本主義的な歪曲によって貧困化を深めている側面をみてきた。こうして婦人達は労働の社会化を基礎とし, 貧困化を媒介して次第に陶冶されている。農村における社会的共同消費手段の不足を認識し, それらを要求する婦人が漸次増大しているのもその一つのあらわれである。道路水道整備 (21.8%)¹⁾にはじまり, 公共保育施設の要求も高い (北海道の場合市町村, 共同保育施設あわせて60.2%)²⁾。しかも, このような地域社会に対する要求にとどまらず, 社会保障要求へすすんでいるのが現在の特徴である。全国農業会議所の「兼業農業従事婦人調査」(1978年)によると, 農産物価格支持 (27.0%) を大きく上まわって主婦の農業者年

金制度³⁾ および婦人の福祉施設 (36.7%) の要求が強まっている。こうした権利意識の自覚は農家婦人の農外就労による賃労働者化をつうじて、農家婦人が悪条件下にあることを自らが認識する中ですすんでいるといつてよい。これは社会認識の対象の拡大である。他方、専業農家婦人の場合、こうした側面での自覚が兼業農家婦人に比べて比較的弱いと思われる⁴⁾。農民的土地所有に基礎づけられたプチブル性が反映しているのである。

しかし、本来の農業生産過程では、専業農家婦人もまた経営に深くかかわる中で、労働力の陶冶が可能である。すでにふれたように、機械化、化学化、施設化に伴って家族内分業が形成され、婦人にも専門的な技能形成が可能になったことであり、共同化に伴う共同労働をつうじた婦人の集团的陶冶も可能となったことなどである。それをふまえた上で、それにもましてここで指摘しなければならないのは、大型機械化段階下の分業・協業の形成に伴って、科学・技術に基礎づけられた生産学習の必要性が増し、学習をつうじて労働力陶冶を促す条件が拡大していることである。農山漁家生活改善研究会の調査⁵⁾では、専業的農家婦人の、家庭生活面に限らず農作業環境改善とか農作業技術に対する学習意欲の高まりを認めているが、その根拠を農村の各種集団が近年、機能集団化を強め、各種機能集団において婦人部が組織されていることに求めている。他方稲作農家50a以下の35歳以下では兼業化の進行によって(二種兼業化)農業に対する意欲が減退していると指摘する⁶⁾。

ここで、北海道内の主として専業農家婦人の学習要求から学習課題を考察する。ここでは稲作、畑作、野菜作(施設園芸)を経営する農家婦人の学習要求の調査を表4-1、表4-2、表4-3に示した。必ずしも学習を強く求めているとみなすことはできないが、一定の傾向があらわ

表4-1 士別市稲作農家婦人の生産学習要求

	栽培法	肥料の知識使い方	価格流通問題	資金制度のしくみ	税金の申告の仕方	農協の運営	農業機械の使い方	その他
5ha以上(10)	6	5	—	4	2	1	—	1
4中5ha(9)	5	3	—	2	1	2	2	3
4下(10)	1	5	4	—	3	—	1	2
計	12	13	4	6	6	3	3	6

注 1976年社会教育研究室実態調査より

表4-2 斜里町畑作地帯農家婦人の学習経験、学習要求 単位戸

	なんらかの学習	家族以外	うち農協婦人部	今後望む
ペーパーポット土つめ作業の技術	13	8	2	
てんさい育苗の技術	8	4	1	
野菜栽培法	12	9	5	2
反収の増大	4	1		2
病虫害対策(シストセンチュウ等)	4	3	1	2
農業の知識・使い方	9	8	6	1
農機具の使用法	8	2	2	4
農機具の修善	2	0		3
機械の安全知識	7	6	6	1
経営の知識	5	2	1	3
家計簿のつけ方	10	10	7	3
経営簿記のつけ方	2	2	2	4
その他	14	3	3	3
1人平均	3.9	2.3	1.4	1.1

注1 調査戸数25戸

2 この5～6年の学習経験

3 1979年社会教育研究室実態調査より

表4-3 洞爺村「冬期講習会」における農家婦人の学習経験・学習要求

(その1)		(その2)	
今までの参加程度		今後とりあげてほしいこと	
毎年参加	3	栽培法(トマト筆)	6
大体参加	4	肥料の知識・使い方	5
時々参加	3	病気発生対策	4
全くなし	一	地方対策	4
		農薬の知識・使い方	2
		市場情報	1
		その他	3

注1. 回答者数10名

2. 1977年社会教育研究室実態調査

れている。いずれも婦人のかかわりの深い技能要求が基本であり、したがって機械化のすすんでいる畑作地帯斜里町では機械操作の要求があらわれている。空知管内奈井江町の調査⁷⁾でも「現在の農業機械に対する知識で満足しているか」という質問に対して、「勉強が必要」という回答は41.3%にも及んでいる。他方、施設園芸や野菜作のように栽培管理過程の主な担い手である場合、栽培法が多い。士別市稲作農家婦人の場合も栽培法が多いが、これは稲作の育苗過程の栽培法とともに、自家用野菜の栽培法が含まれている。なお、肥料の知識・使い方が士別、洞爺ともに多いのも特徴といえよう。その上でみのがせないのは、経営の知識、簿記のつけ方など経営管理に積極的に参加していこうという姿勢をみせている婦人が斜里町ではみられ、さらに士別では上層で資金制度のしくみ、下層では農産物価格の知識を望む者が多くみられる。こうした価格流通問題の学習要求の顕在化は独占資本の市場支配の構造をみぬく条件を含んでいるといえよう。しかもこうした学習要求は自己の経営に深くかかわることなしには生まれてこない。士別の下層の農産物価格知識の要求は兼業化の進行によって必然的に基幹的労働力として位置づかざるをえない状況(しかも減反の進行)の中で自覚されてきているといえよう。ところが野菜と畑作の複合経営の多い網走管内常呂町の調査では生産技術の学習を要求する者は45人中4人だけであった(1980年)。畑作は男子の機械操作でまかなうことができ、他方野菜作は単純作業が主体であることが基礎にある。一方、洞爺では野菜主産地化に対応して市場対応が重大な課題となっており、市場情報を求める者や、農民の団結の必要を訴える者もいるが、「研究会」の市場・流通に関連した学習を積む中で認識がすすんできているのである。以上から明らかなように、経営形態、階層によって婦人労働の性格は異なっており、学習課題も経営形態、階層にそくして確定しなければならないが、ただ言えることは労働力主体として労働過程に位置づく限り、経営主が必要とする学習課題はやはり、婦人の学習課題とならなければならないであろう。つまり①機械操作に関連するもの②栽培技術に関するもの③地力再生産に関するもの④経営管理に関するもの⑤価格・市場問題等が全て含まれる。

以上のことをふまえて学習活動の実際の状況を見るならばきわめて不十分なものになっていると結論できる。既に第2章でふれたことであるが、先述した農山漁家改善研究会の調査⁸⁾によると、農業の技術・技能習得方法は「家族から教えてもらった」とする者が85%も占めて

いるが、他方「講習会で学んだ」とする者は39%を占めるにとどまっている。しかも「講習会で学んだ」とする者が若い者ほど少ない⁹⁾。育児期にあたることに起因していると思われるが、機械操作の従事率の高い若妻にこそ、学習の機会をより一層保障すべきところである。われわれの調査では、洞爺のように「研究会」に婦人層を積極的に位置づけているところでは前掲表4-3その1にみられるようにやはり大きな成果をおさめているが、斜里町の調査では、過去5～6年の間の学習経験が1人平均3.9回であって1年に1回にも満たないものとなっていることが明らかとなった。ちなみに経営主の場合、年間1人平均5.7回という結果であった¹⁰⁾。

最後に生活学習についてふれることにする。第3章の3事例における生活改善活動・学習にみられるように、生産に関連した健康学習などが必要となっている¹¹⁾。また耐久消費財等の消費生活の変化の中で、それらをこなす力量、良し悪しを判断する力量も必要とされてきているのは都市の婦人とも共通している。即ち生活過程における貧困化に対応するものである。

しかし生活時間の増大に伴って多面的な学習要求も顕在化してきている点に注目したい。士別市稲作農家の調査では、農作業の余剰労働の利用について、「自家用の野菜・家畜の導入」をあげる者が29戸中14戸、「家事」をあげる者が16戸で最も多かったが、さらに「レジャー・趣味」が13戸、「農協婦人部・婦人学級」が7戸もあった¹²⁾。だがこれもそれ以降の減反政策の強行的な実施によってパート等の農外就労を余儀なくされていることは疑いない。

これらをふまえて農家婦人をめぐる学習教育体制を検討するのは次節の課題である。

第2節 農家婦人の学習教育体制の現状と課題

第1節では生産学習の側面を重点としながら、農家婦人の側から学習要求および学習状況をとらえてきた。ここでは、それをふまえた上で農家婦人を対象とする学習教育体制の現状を掘りおこし、農家婦人の主体形成との関連、あるいは位置・役割を把握することを課題とする。ところで、この学習教育体制については婦人の生産と生活にかかわる教育・学習的な性格をもつ諸機能として広くとらえている。つまり、農家婦人をめぐる生産教育と生活改善、生活向上をめざす活動も含む生活教育の両面から広く位置づけている。ここでは、生産技術学習の現状を概括的に把握し、生活教育については、とりあえず農業改良普及制度に位置づく生活改善活動と農協の生活活動をとりあげてその現状を分析し、さらに、農家婦人の自主的組織である農協婦人部に注目して、生産・生活教育といかなる関連にあるのかを考察する。

1 生産技術学習

農家婦人の生産技術学習は主婦農業学校で展開される。1958年に広島県加計町農協婦人部がはじめた農協婦人教室が主婦農業学校のはじまりである。それ以降、1960年代には農協婦人部を主体とした主婦農業学校が続々とすすめられていく¹³⁾。これは、「高度成長」下の兼業化の進展に伴って、婦人の基幹的な従事者がふえ、営農技術や経営管理に対する関心が高まった結果といえる。

こうした学校をつうじて、福島県駒形の常設保育所設置や、島根県安来市の助産院設置など、社会的な活動にまで発展し集団的な成長をとげていることが重要である。だが、婦人の賃労働化の進展によって1970年代以降主婦農業学校はいいついで崩壊していくのである。それに対し、専業農家婦人の場合、既にみたように学習要求が高まっているにもかかわらず、社会的には整備されていないという状況である。とりわけ機械操作や経営の管理は男子がやるものと

する差別意識が、農民だけではなく社会全体の通念として強く存在し、婦人の学習機会を奪っている。

公的社会教育においては生産教育はほとんど行なわれていないといつてよい。男子役割分業観にもとづく家庭教育重視を基本政策とする文部行政は専業主婦を対象とした家庭教育や婦人学級¹⁴⁾に力をいれているが、他方勤労婦人を対象とした生産教育は全く軽視されている。勤労男子についても同様である。そのため公的社会教育を除く、農業生産関連諸機関がその役割を担っているわけだが、先述したように婦人層に対しては不十分な体制にあるといわねばならない。前掲の斜里町婦人の学習経験に多くみられる農協婦人部主催の学習活動や、第3章で先進的事例として示した農民の共同化を基礎とした学習組織等によって、代替・補完されているのが実情である。しかも、このようにして婦人を位置づけた自主的学習活動が全国的に広範に形成されているわけではなく、先進的事例の域を出ないものといえよう。

表4-4は北海道美幌町および清水町の農業機械化研修の年度別研修実績を示したものであるが、1975年から1977年までの3年間の婦人を対象とする研修機会は男子の15分の1ほどで、婦人の参加人数は全体の1割にも満たない状況である。こうした教育・研修体制の不備が機械事故を頻発させる原因ともなっているといえよう。

表4-4 道立美幌・清水農業機械化研修所の年度別研修実績

	1975		1976		1977		合 計	
	回	研修人員	回	研修人員	回	研修人員	回	研修人員
農村婦人	2	70	2	56	1	12	5	138
全 体 計	18	404	17	404	20	373	83	1,803

注1. 1973年度の研修実績は「農村婦人」が0なので除いた。

2. 古村えり子作成。

公的社会教育を含めた社会教育関連機関（農協、普及所、試験場等）が統一して生産教育の体制を整備していくことが求められている。

2 生活改善、生活向上をめざす婦人の諸活動

(1) 農業改良普及事業における生活改善活動の役割

米国のスミス・レーバー法に範をとって作られた「農業改良助長法」(1948年2月可決)は食料増産とそのための技術の高度化、その技術を早急に各農家へ伝えるという必要性から生まれたものであった。しかしスミス・レーバー法の基本理念は一定民主的なものであったから制度としてもその理念が受け継がれた。その理念とは第1に、普及制度は「考える農民」をつくるという教育事業であること。第2に、農業においては生活と生産は一体のものであるから生活水準を上げることを中心として生産を考え、豊かな生活を営める農民を作るということである¹⁵⁾。普及制度はなぜ教育事業であるのか。その理由は第1に、農業は個別経営であるから画一的に技術を教えられてもそれを自らの経営の状態に合わせて技術体系を作るのはその農民自身でなければできないからであり、第2に、生産と生活の調和をはかるためにどのようにしたらよいかもその農民自身が考えなければならないからである。

普及制度の発足当時は戦前までの上意下達を強制するような官僚的な農業指導に対する反省もあってなるべく普及員は行政事務を担当せず巡回指導を重点とした。北海道では1949年、

道内 241 地区に農業改良相談所が作られ、農業改良普及員 342 名、生活改良普及員 4 名が配置された。それと同時に改良普及事業が官僚的、権威主義的指導とならないように農業者代表、農業教育者及び学識経験者 15 名をもって構成する「北海道農業改良委員会」を設置した¹⁶⁾。当時の改善課題の中で「かまど」の改善がクローズアップされていたがその目的は人間より「かまど」¹⁷⁾を大切にす封建的な意識を変え人間のための物のあり方を教えることであった。生改（生活改良普及員の略称）の数は年次を追って増えていったが、農家の数に比べて絶対数が足りないもので重点地域を決め生活改善グループをそこに育成する方式がとられた。

1961 年、農業基本法が制定され、いわゆる「農基法農政」が展開される。この過程で普及事業も変質し行政の下請的存在になったということは農業改良普及員についてはよく言われるが、生産第 1 主義の高度経済成長期に生改がどのような思いをしていたかは元生活改善課長、矢口光子氏の次の言葉によって知ることができる。「生活改善普及事業では 26 年前（'48 年）から、所得がのびても必ずしも生活はよくなるという主張を反復し、このことが社会一般にも農村内部にも通用せず、かえって生活改良普及員が周囲から反発されたり、苦境に立ったりしたことについては、まことに慙愧に耐えぬ思いをしてきた。」（（ ）内は筆者）¹⁸⁾ 生改は年の若い婦人が多く数も少ないだけに生産と生活が対立的にとらえられる場合、その主張がなかなか入れられないことが多かったのである。こうした苦労を経ながらも生改の活動は着実な実績をあげてきた。生改の指導によって栄養の知識、農休日の設定、家族への家事分担等、より豊かな家庭生活を送るための知識だけでなく、農家婦人自らが、生産と生活の調和をはかるためのイニシアチブをとるようになる。加えて生改の指導をうけた地区の婦人は家庭内においても家計管理への参加率は高く、季節保育所等の社会的共同消費手段に対する要望も高い¹⁹⁾。また、農家婦人みずからが生活改善を考え実行するための「生活改善グループ」は着実に増えた。例えば北海道では 1963 年でグループ員数 26,190 人であるのに対して、1977 年では 57,961 人である²⁰⁾。

生活や環境問題が社会的にも問題となってきたことと関連して 1972 年には「農家及び農村地域の生活環境の整備」が重点目標の 1 つにあげられるようになる。と同時に生改の活動も地域でみとめられてくる。「『生活優先』の考えかたは市町村自治体や、農業団体においてもとりあげられるようになり、生活問題解決のため、普及事業との連携・協力体制のよい区域ほど効果をあげている。主婦の労働過重を軽減するため、畑作地帯の機械作業で、肥料 1 袋の目方を農協と協議して減量したり、アスパラガス栽培地帯の腰痛防止のため、『作業間体操』の図解と、伴奏をテープに録音し、社会教育や農協と力をあわせて実施している例がある²¹⁾。生活の社会化が進んでいる今日、個別生活の改善は地域課題と結びつかないではおかしい。生活改善専門技術員山口氏の次の言葉はこれからの生改の果すべき役割を示している。「環境をも含めた生活をよくするため、生改は農民の先頭に立って役所とも交渉するようになってほしいものです。」²²⁾

このような生改の指導をうけて作られた生活改善グループの中で注目されるのは生産学習活動と統一して活動しているグループが多いことである。第 3 章でとりあげたグループはいずれもその例である。この場合も生改が直接生産学習の指導をするわけではない。生産と生活を統一してとらえ両方を発展させる力量を農家婦人につけさせるための指導をしているのである。そのためには単なる生活技術の切り売りではなく、農家婦人が自らの生活と生産の問題をみつめ、解決する方法（回答でなく）を教える事こそが必要となる。前述の洞爺村の例も、生改が

まず指導したことは個別農家の生活が持っている問題を科学的に分析するための調査である。洞爺村の美沢部落が普及所の重点地区になった頃(1972年)はハウスが大型化し、婦人の労働が過重となっていた時期である。そこでまず、生活時間(イチゴ、キュウリの収穫期)、農婦症調査、体重調査を行い、過重労働が健康を破壊しつつあることを婦人部は科学的に認識した。そこで、トマトの共選、農休日の設定等の解決を婦人がイニシアチブをとって実現したのである。

現在普及所で生改が行っている指導重点項目の中には農家婦人がこのようなイニシアチブを発揮していく上で必要なものが数多く含まれている。家事作業と農作業の適正配分のための作業計画、経営を理解し参加するための婦人自身による経営簿記の記帳²³⁾、等である。また、農村では都市に比較して生活の社会化が遅れているが、農村の特質を生かした生活の向上をめざすためにも生改の役割は重要である。例えば、ビタミンの豊富な有色野菜を重点にした自給野菜の計画的生産、冷凍庫、野菜貯蔵庫の導入によって周年的に栄養のバランスがとれるような食生活を営む等のとりくみは農家の栄養水準を引き上げることに大きな役割をはたしている。

環境の問題も指導重点項目に入っているがこの問題は個別農家だけで解決できない問題だけに指導が「花だんづくり」「ゴミ焼却炉」等の個別課題におわる傾向がある。指導方針も「自分達でできる生活環境整備については一中略一共同作業による整備を助長するとともに…」²⁴⁾などと、本来公務労働で行うべきものを住民に転嫁する面がみられる。

このように、生活改良普及員は一定の限界をもっている。しかしその限界をうち破るのは生改ではなくて農家婦人であろう。そのような農家婦人が出現するためには生改の以上のような活動は決して少なくない役割を果たしてきたと評価しうらうだろう。

(2) 農協の生活活動

農協が生活活動²⁵⁾に着手するのは1960年代以降のことである。1962年頃からはじめられる生活指導員の養成がその端緒である。その後1967年には「農協生活活動推進要綱」が設定され、生活購買事業、住宅改善事業、健康管理事業、教養文化事業、生活設計指導事業の5つの事業に、生活活動をすすめるための基本内容を具体化した。しかし、本格的なとりくみは70年代に入ってからである。1970年代の第12回全国農業協同組合において「農村生活の課題と農協の対策」が決議され、ここに生活基本構想が確認されて、本格的なとりくみの第一歩を踏み出すことになる。これらをうけてこの生活活動推進体制の柱として、生活指導員の設置と、その指導対象である生活班(家庭班)の組織化が漸次すすめられてきている。

ところで近年、農協が生活活動のとりくみを強めてきている背景には、第1には、農民層分解さらには農村の「混住化」に対応して農業生産関連事業の枠をこえて事業範囲を拡大しようとしていることがある²⁶⁾。とくに都市化された地域では、准組合員対象の事業活動に傾斜する動きも強い(平均で個人准組合員は正組合員の32%)。第2に、さらに従来の地域網羅組織の弱体・解体をくい止め、地域共同体の再編・再建をはかろうとするねらいがある。その場合、これまでの地域網羅組織にかわって、非農家も組織化した(准組合員として)生活班組織を「農協の基礎組織」として位置づけようとしている。ここには「経営主義」を強めるということだけでなく、農協がコミュニティ政策の推進主体としての役割を果たすべく位置づけられていることが明らかである。

しかし、それにもかかわらず、農協が真正面から生活活動にとりくみだしている積極面をもまた評価しなければならない。それまでは農協婦人部の自主的活動に担われていたといってよ

い。農協婦人部の全国統一学習運動の統一テーマを紹介すると、1968年度健康問題、1969年、1970年度社会保障、1971年度物価問題となっている。つまり生活活動展開の背景には、もう一つ、農民の健康問題や「物価上昇」に端的にみられるように生活危機が農村にも深く浸透し、それに対する対応が客観的に求められていたことである。したがって、生活班等の組織は一方で組合員の全体的な参加にもとづいた民主的な運営のもとで、真に生活を守りまた豊かにする生活活動が展開できる条件をひろげている面にも注目したい。

以上の点をふまえて、生活活動の現状を全国農業協同組合中央会「農協生活活動全国一斉調査」(1975)でみるならば、とくに健康管理活動と生活関連施設・設備の面で前進している。健康管理活動は80%の農協が行っており、とくに検診活動に力をいれ150万人の受診実績にまで達している²⁷⁾。1977年には農山村で働く医師、保健婦、生活指導員、栄養士等の「再教育」機関として世界にもまれな全国農村保健研修センターが長野県白田町に建設された²⁸⁾。なお消費者活動では共同購入が支配的であるが(89%)、消費者教育(36%)、商品研究(28%)、物価調査(14%)等の活動もひろがりをみせている点が注目される。こうした普及教育活動は健康管理活動にもみられる。即ち、婦人対象の栄養・料理教室64%、家庭薬の普及32%、保健衛生教室23%、健康実態調査22%、健康相談19%等である。これに対応して研修会室や料理教室設備の整備もすすんでいる(研修会室は1971年度の15.6%から42.5%に増設)。普及教育活動によって生活活動を効果的にすすめようとしているのが最近の特徴である。農協消費者重点対策県下²⁹⁾の農協(164)の調査では商品研究・テスト活動をはじめてから、「積極的に意見・苦情を出すようになった」とするのが56.3%、「生活購買事業等の利用がふえた」とするのが19.7%という結果に示されるように効果があらわれている。

しかし、残された課題も多い。生活活動の母体となる生活班の組織化ははじまったばかりといえる。しかも、農協婦人部の班組織としてすすめているものが多く、別にすすめているものはきわめて少ない³⁰⁾。農協婦人部がそのまま移行したにすぎないところも多いと考えられる。指導体制が未整備であることがこうした事態を許すことになっている。すなわち、生活活動を推進する生活指導員はその数も1979年には2,741人に達している(農改9,782人、生改2,094人)が、営農指導員の設置比率が9割に近いことからすれば全く不十分といえよう。しかも①兼務が圧倒的に多く、②都市的農村部に多いため、組合員戸数は1,000戸以上が8割を占め、③したがって活動も十分なことはやれず、婦人部事務処理が4割、生活購買が3割弱という状況である³¹⁾。こうした体制の不十分さが生活活動を必ずしも前進させない原因と思われる。

(3) 農協婦人部を中心とした農家婦人の自主的活動の発展

農協婦人部が農家の営農と生活を守り、向上させるために、生産学習にあるいは生活活動に果たしてきた役割ははかりしれないものがある。

農協婦人部結成の背景には、ドッジラインによる農家経済の窮迫を原因とした農協の経営不振を農家婦人の力でたてなおしたいとする農協側の強い要求があったことを指摘しなければならない。そして地域婦人会の上からの全国的な組織化と相前後して農協婦人部の組織化もすすめられていくことになる。こうした事情が、農協婦人部の農協事業の下請的な性格や、地域網羅的な性格を色濃く残すことになる。しかし、憲法に銘記された男女平等の実質化をめざす婦人解放運動の高まりが農村にも次第に浸透し、農家婦人の自主的な組織の必要性が自覚されてきていた面もものがしてはならない。実際、多くの問題を抱えながらも、農家婦人の唯一の

全国的な自主組織として、農家の営農と生活を守り、農家婦人の地位向上をめざす活動が展開されてきた。

生活面の活動では1952年には、すでに簡易水道の普及活動にとりくんでいる。こうした生活改善活動から、農業構造の変化や農村生活の都市化に対応して、1960年代には保育所設置運動³²⁾や健康問題にもとりくみ、最近では社会保障問題や物価問題などにも力をいれ、都市の主婦、労働者婦人とも提携しうる活動に発展してきている。現に1967年頃から主婦連や生協との交流をはじめとして消費者団体との連携も強めている。こうした農協婦人部の活動が農協の生活活動のとりくみに反映している。

他方、生産面では、すでにふれたようにとくに1960年代以降主婦農業学校を推進して、農業生産力の向上につとめてきている。

1966年からは全国テーマを設定し、1月から3月までを学習強化月間として、婦人部活動が展開されているのは注目される。

こうした農協婦人部の自主的活動の発展は、一方で兼業化の進展に伴った農業労働力の女子化、それに対応した健康問題の深刻化などの貧困化を克服する内容をもつものとなっている。それは婦人自らの賃労働者化をとまって発展してきている。つまり貧困化克服の学習活動という性格が強いのである。

表4-5 農協婦人部の活動

		米価運動の学習	常設保育所づく運動	季節保育所づく運動	健康管理活動	健康診断活動	体力づくり運動	スポーツ活動	読書会	営農学習	生活学習	家計簿記載運動	暮らしの活動協同活動	商品研究	購買活動	貯金活動	共済推進
組合員規模別	499人以下	(14.2) 204	(4.9) 70	(9.8) 111	(54.5) 781	(40.5) 580	(22.7) 325	(19.1) 274	(15.5) 222	(20.5) 293	(16.4) 235	(56.5) 809	(17.2) 247	(26.9) 385	(83.4) 1,195	(72.3) 1,036	(36.5) 522
	500～999	(18.9) 102	(3.5) 19	(8.9) 48	(67.9) 366	(54.2) 292	(30.1) 162	(19.1) 103	(21.5) 116	(27.3) 147	(24.7) 133	(65.1) 351	(24.7) 133	(40.8) 220	(74.6) 412	(76.1) 410	(46.2) 249
	1,000～1,999	(21.5) 53	(8.5) 21	(7.7) 19	(73.2) 180	(61.4) 151	(38.2) 94	(20.7) 51	(32.9) 81	(33.3) 82	(32.1) 79	(78.5) 193	(28.5) 70	(47.6) 117	(88.6) 218	(76.0) 187	(49.6) 122
	2,000～2,999	(27.7) 23	(7.2) 6	(4.8) 4	(81.9) 68	(74.7) 62	(37.3) 31	(22.9) 19	(37.3) 31	(42.2) 35	(41.0) 34	(90.4) 75	(33.7) 28	(63.9) 33	(96.4) 80	(83.1) 69	(62.7) 552
	3,000人以上	(28.4) 19	(4.5) 3	(4.5) 3	(83.6) 56	(65.7) 44	(47.8) 32	(20.9) 14	(44.8) 30	(44.8) 30	(40.3) 27	(86.6) 58	(43.3) 29	(77.6) 52	(88.1) 59	(70.1) 47	(62.7) 42
	不明	(15.6) 31	(9.0) 18	(11.1) 22	(55.8) 111	(17.1) 34	—										
合計		16.9 (432)	(5.3) 137	(8.1) 207	(60.9) 1,562	45.3 1,163	(27.2) 699	(19.1) 491	(20.1) 516	(24.1) 618	(21.1) 541	(62.3) 1,598	(21.1) 542	(35.0) 898	(82.3) 2,113	(74.1) 1,902	(41.5) 1,066

注1. ()内100分比

2. 全農婦協調査、1969年

しかし、農村の「混住化」、農民層分解の進展、とくに婦人をもまきこむ賃労働者化の進展は農協婦人部の担い手層を弱体化させているのは否めない。

農協婦人部活動の実態を全国調査でみると表4-5のとおりである。概して組合1,000人以

上の大規模農協の婦人部活動が進んでいるようにみえる。だが、婦人部会員を対象とするきめのこまかな活動が行なわれているかどうかは疑問である。1963年には320万を組織していた農協婦人部も1979年には266万に減少し、とくに若妻の組織離れが問題となって久しい³³⁾。農協生活活動の本格化はこうした農協婦人部の側の事情とも関連している。農協婦人部は農協の生活班の組織ともあいまって、新たな段階に入りつつあるようにみえる。しかし農協との指導協力体制を強化しつつ、他方、生活改良普及員の指導助言をえて、農家婦人の生産・生活にそくした活動が展開されれば、婦人の成長は急速に促されるにちがいない。その場合、農業生産力の発展を基礎とする生産と生活の調和が重要な点である。婦人に対する生産技術学習の必要性を再度確認したい。全農家婦人の8割を組織する農協婦人部の役割は大きい。

注

- 1) 全国農業会議所『兼業農業従事婦人調査』1973年。
- 2) 北海道農業会議所『自立経営志向農家の婦人の意向に関する調査結果』1978年
- 3) 一世帯一経営主という原則で農業者年金が構成されている。したがって、現行農業者年金制度の加入資格者は農地の権利名義人であることが前提となっている。
- 4) 北海道内のいくつかの地域で専業農家婦人を対象とした調査を行なっているが、社会的共同消費手段が不足しているにもかかわらず権利として要求する婦人は意外に少ない。
- 5) 農山漁家生活改善研究会『昭和51年度農村婦人の農業生産活動との関連における生涯設計計画に関する調査報告書』1977年。全国の生活改善実行グループに属する婦人1,890人を対象とする。
- 6) 同上、85ページ。
- 7) 工藤正義「農業の機械化による婦人労働の変化」(農林統計協会『農林統計調査』1979年、4月号)。
- 8) 『昭和51年度農村婦人の農業生産活動との関連における生涯設計計画に関する調査報告書』、前掲書。
- 9) 同上、35歳までの婦人では29%で、平均の39%と比べてかなり低い。
- 10) 檜垣正志(当時学生)の分析結果である。なお、そのうちわけは農協関係機関2.3回、普及所0.8回、試験研究機関0.2回、メーカー0.4回、近所・利用組合の人0.3回、農業雑誌・マスコミ等利用の独学1.1回、自主的研究会および団体0.5回、その他0.1回である。
- 11) 北海道網走管内常呂町農家実態調査では健康増進のための学習をのぞむものが農家婦人45人中11人にも及んだ(1980年社会教育研究室実態調査。1980年)。なお調査対象者の9割以上は専業農家で経営形態は畑作と野菜作の複合経営、畑作に豚を導入している経営、酪農経営等である。
- 12) 1976年社会教育研究室実態調査。なお同上常呂町農家実態調査でも豊かな余暇をすごすための趣味・学習は45人中19人と最も多かった。
- 13) 全国農協婦人組織協議会『全農婦協20年史』家の光協会、1972。なお美土路達雄「婦人の労働・生活と学習課題」(美土路達雄編『現代農民教育の基礎構造』1981年2月刊行予定 北大図書刊行会)に詳しい。
- 14) 1980年度社会教育関係予算をみると家庭教育充実事業費補助として家庭教育関係予算がひとまとめにされている。社会福祉予算の削減を一つのねらいとした家庭教育重視策である。荒井邦昭「社会教育」(日本婦人団体連合会編『婦人白書』1980、草土文化)に詳しい。
- 15) 社団法人全国農業改良普及協会「普及事業の足跡と展望—協同農業普及事業調査委託事業報告書—」1969年より。
- 16) 社団法人北海道農業改良普及協会「普及の風雪30年」1979年3月。
- 17) 当時の「かまど」は農家にとって神聖なものであり、「改善」などとはとんでもないとされていたため。嫁を苦しめた非合理的な台所配置を変えるのな大変なことであった。
- 18) 矢口光子「農村生活改善の現状と問題、将来への道—現状の中の今日のテーマ—」(『普及だより』1974年12月15日第360号、農林省農蚕園芸普及部)
- 19) 社団法人全国農業改良普及協会、前掲書。
- 20) 社団法人北海道農業改良普及協会、前掲書より。

- 21) 同上, 57 ページ。
- 22) 北海道庁, 農務部改良課に山口氏がおられた時, 私がお話をうかがった (1976年)。
- 23) 北海道「昭和55年度営農改善指導基本方針」1979年, 12月発行 および斜網東部農業改良普及所所属の生活改良普及員, 森上氏の話より。
- 24) 同上。
- 25) 全国農業協同組合中央会『農業協同組合年鑑』に詳しい。なお三輪昌男, 荷見武敬, 鈴木博『農協の生活活動を考える』(家の光協会, 1977) も参考になる。
- 26) 新井義雄によればたとえば都市的農村では, 商工金融等の農外事業資金の比率が高く (1976年農林中金調査部「農林金融の実情」によると都市的農村では33.5%, 純農村では12.4%), また購買事業における生活物資の割合は3割も占めておりと指摘している。新井義雄『農協』新日本新書, 96ページ。
- 27) しかし現在の体制では皆検診にはほど遠く2~5年かかる状況である。
- 28) 若月俊一『農家の健康』(新日本新書, 1980) 186ページ。
- 29) 1977年~1978年度には秋田, 神奈川, 三重, 京都, 岡山, 福岡が重点対策県に設定されている (全国農業協同組合中央会『農業協同組合年鑑』1980)。
- 30) 1975年「農協生活活動全国一斉調査」(全国農業協同組合中央会)によると調査回答農協3, 204組合のうち1, 139組合が婦人部の班組織としてすすめており, 別にすすめているのは135組合にすぎない。
- 31) 同上調査による。
- 32) 1963年頃から季節保育所, 常設保育所設置運動がはじまり, 1965年度の季節保育所国庫補助うちきり方針を撤回させ, 1968年度の季節保育所助成打ちきり方針にも反対運動をおこし, 助成金を残すことに成功した。その後常設保育所設置, 定員30人以下の小規模保育所設置, 保育の増員, 長時間増などにとりくんでいる, 『全農婦協20年史』前掲書, 326ページ。
- 33) 『農業協同組合年鑑』, 前掲書。

第5章 農家婦人の主体形成の課題と展望

われわれは, 労働の社会化および, それを基礎とする生活の社会化を通じて, 「婦人が労働主体として, どのような位置をしめ, どのような陶冶の条件をうけとっているのか, また婦人の発達を阻害しているものはなにか」を明らかにすることに努めてきた。

われわれは, 1970年代以降の大型機械化「一貫」体系段階という新たな生産力段階の特質が農家婦人の労働主体としての陶冶の条件をどのように準備しているかを考察した。

第2章, 第3章では, 労働過程にそくして, 労働力陶冶の客観的基礎をふまえた。つまり, 機械化・化学化・施設化の進展は, 否応なく, 専門的な技能形成を促し, さらに大型機械の導入を基礎にした共同化は農民経営の枠をこえた新しい結合関係をつくりだし, 農民の集团的陶冶を促す。しかも生産力発展は, 自由時間をうみだし, 多面的発達の基礎となる。

しかし, 現実の婦人の労働主体として陶冶の過程は, 資本主義的な歪みを伴ってすすんでいく。家父長的差別意識が残存している中では, 労働過程もまた差別的に編成される。とくに共同化の進展は, 社会的に再生産し, 差別的労働編成を固定化させることにもつながる。こうして, 労働主体としての発達が阻害されることになるのである。しかし, 急速な機械化・化学化・施設化の過程は, 婦人を専門的労働力に否応なく位置づけていく。即ち機械操作への進出に端的にみられる。しかし, この場合も, 家族労働力に規定された急迫的な性格が強い。こうした従属的な技能形成が, 機械事故や過重労働などの貧困化を伴いつつ進んでいくのである。

こうした婦人労働をめぐる否定的な側面の基礎は, 先述したように農民的土地所有にあり, それを資本が利用することによって家父長的な性格が解消されずに残るのである。すなわち,

社会的諸制度、政策をつうじて、社会的に再編、固定化しようとしている。受託組織に端的にみられるように、結局低賃金労働力の確保を狙いとする資本の意図が成功しているのである。第4章で学習教育の現状をみたわけだが、その現状は、生産技術教育体制の未整備と、生産ときりはなれた生活教育体制と特徴づけることができる。つまり労働力陶冶を促す主体的条件となりうる学習教育体制とはいいがたいのである。

したがって、婦人の労働主体としての陶冶は、ストレートにすすむものではなく、ここに示される貧困化に抗し、克服していく過程ですすむものである。その先進的事例が第3章で示され、それを媒介として、第4章では、グローバルな見地にたつて、婦人の農協婦人部を中心とした諸活動を貧困化克服の対応としてとらえ、その性格、位置を明らかにしようとしたものである。主婦農業学校にしろ、保育所設置運動、健康問題、物価問題、社会保障要求等いずれも貧困化克服の対応の一形態といえよう。最近の動向として注目しなければならないのは、兼業主婦の賃労働者化によって自主的な生産技術学習の活動が弱まっていることであり、さらに生活面では、農協の生活活動にみられるように、農協婦人部もとりこんだ生活活動のとりくみが強まってきていることである。ここにはコミュニティ政策にもとづく地域の再編の要に農協を位置づけようとする意図がある。しかも、この生活活動の柱として、調査、研究、教育等の啓蒙普及活動が位置づいているのである。つまり、生産・生活をめぐる学習教育に関心を示さざるをえない状況が作り出されているといえる。こうした現状把握のもとに、生活改善事業や農協婦人部の活動を取りあげ、その意義と問題点をとらえた。学習教育の課題をあらためて再確認するならば①生産技術学習体制の整備を早急にすすめること、その場合婦人を対象とする意識的なとりくみが必要なこと、②生活改善活動の充実—生活改良普及員の増員、充実、③余暇活動の充実のための公的社会教育のとりくみの強化④これら、生産・生活にかかわる学習・教育について統一的に把握する体制の必要—この場合、社会教育主事、農業改良普及員、生活改良普及員、保健婦、農協の生活指導員等の専門労働者の連携が必須—があげられる。なお農協の生活活動が真に発展していくには、農民の営農と生活を守るとりくみのうちに農民的なブチブル性をたえず克服していこうとするものがなければならないであろう。その点でも、生活指導員を中心として、先に示した専門労働者との接触の強まりは重要である。

さて、本論をしめくくるにあたり、いくつかの課題を提出しなければならない。

第1に、梶井の主張する「ワンマンファーム論」についてであるが、第1章でもとりあげたように、われわれは梶井の主張する「ワンマンファーム論」の批判的な検証を試みることを本論の課題の一つとしてきた。その一つとして、婦人の全面的発達からの批判を第3章で行なった。さらに、V範疇¹⁾の確立にかかわっては、第2章で、農村における社会的共同消費手段の不足、すなわち生活の社会化がたちおくられていることを指摘し、しかもそのことが、労働力再生産に必要な一定量の時間を確保しなければならないため農業生産力の形成に影響を与えるだけでなく商品等の資本主義的社会化によって代替され、労働力再生産費を高めることにもなるのであり、こうした農村生活の現代的特質をふまえていない立論として批判を試みた。だがこの立論の全面的な批判のためには労働力再生産費そのものの検討がなされなければならない。この点に関しては今後の課題として残されている。

さらに、第2の課題としては、農家婦人の全面発達と変革主体形成を展望した学習教育論の本格的な検討についてである。今回はその橋わたしとして、現に行なわれ、多少とも婦人の

発達と関連のあると思われる教育・学習機能のいくつかについて検討した。しかし、「変革主体形成」の課題との関連で、現に行なわれている学習・教育的諸機能がどのように位置づくのかあるいは直接的な労働過程における労働力陶冶と学習・教育的諸機能がどのように関連しあうのか、という点については理論的にも確定していない。このことに迫るには、学習要求を単にひきだすのではなく、学習教育の内容にまでたちいて評価を加えなければならない。その場合、労働・生活過程分析によって客観的に学習課題を確定することも一方で必要なことである。以上の視点にたつて、本論の内容をさらに整序し、理論化することが必要である。

第3に、変革主体形成にかかわって、もう1つ提起しておかなければならない。農民は小商品生産者であるがゆえに、したがって、農民だけで社会変革を遂行することはできない。即ち、労農同盟が展望されなければならない。労働の社会化の進展は必然的に農民と労働者の結合を強めている。しかし、その現段階的な特徴、課題の検討は今後に残される。

以上、今後の課題をあげてまとめにかえることにする。

なお、本論文第2部は美土路教授と千葉悦子と古村えり子の共同討議をふまえて、千葉悦子と古村えり子とが執筆分担したものである。第2部の執筆にあたって、種々御指導、御協力をいただいた美土路教授に深く感謝の意を表するものである。

注

- 1) 梶井 功『農地法的土地所有の崩壊』1977、農林統計協会、参照されたい。